

# 規制改革実施計画 関連資料集

---

内閣府 規制改革推進室  
令和5年6月

- |                      |         |
|----------------------|---------|
| 1. スタートアップ・イノベーション分野 | P.2～14  |
| 2. グリーン分野            | P.15～22 |
| 3. 人への投資分野           | P.23～27 |
| 4. 医療・介護・感染症対策分野     | P.28～38 |
| 5. 地域産業活性化分野         | P.39～43 |
| 6. 共通課題対策分野          | P.44～51 |

# 1-1. 海外起業人材の活躍に資する制度見直し

## 【現状と課題】

- 国内スタートアップを活性化し、優れたアイデア・技術を日本に呼び込むスタートアップビザの利便性向上について、政府一丸となって取組を実施。特に、**スタートアップ・イノベーションWGの議論を踏まえ、スタートアップビザで入国した外国人起業家が入国後すぐに銀行の居住者口座を開設できる運用を実現。**
- 海外の有能な起業人材の国内誘致を進めるためには、**スタートアップビザ等の在留資格審査について、よりスタートアップフレンドリーな条件を反映していく必要がある。**

## 【今後の改革の方向性】

**アジア最大のスタートアップハブ形成に向けた戦略の一環として、スタートアップビザ等で国内起業した者の在留資格要件を緩和。特に、ディープテック系・SaaS系等の外国人起業家に魅力的な制度にするために必要な改革を、スタートアップ・イノベーションWGが先導し、スピード感を持って実現。**

- 起業後1年間はコワーキングスペース等を事業所とできる特例の全国展開について、特例の対象となる施設の追加も含め検討し、検討の結論を本年度中に得て、速やかに措置する。

**[令和5年度中早期に結論、結論を得次第速やかに措置]**

- 起業した会社が発行する有償新株予約権に対する払込金額を、在留資格審査に必要な経営する会社の事業規模の金額に算入できるよう、発行条件の在り方を含め検討する。 **[令和5年検討開始]**
- 自治体が指定するインキュベーション施設に入居する外国人起業家が在留資格審査で優遇を受けられる特例について、希望する自治体が特例を活用できるよう、必要な情報提供を行う。

**[令和5年度検討開始、結論を得次第速やかに措置]**

- スタートアップビザで入国した外国人起業家が、入国後すぐに銀行の居住者口座を開設できる運用について、実効性を確保するためのフォローアップを実施。 **[継続して措置]**

## 1-2. スタートアップの新技术・製品開発を促進するための政府調達手法の整備

### 【現状と課題】

- スタートアップを育成するための政府調達の活用は重要。国等の契約のうちスタートアップとの契約比率について、令和3年度の実績が1.01%にとどまるところ、前年度までの実績を上回るよう努め、まずは国等全体として3%以上を目指し早急に拡大する必要。
- スタートアップからの政府調達を促進するため、政府調達においてスタートアップが提供可能な新技术及び新サービス並びにスタートアップが政府調達に参入する上での課題に関する調査を行い、各府省等に情報提供を行った。
- 参入障壁となっている可能性のある事務手続の負担軽減に関する検討に加え、制度活用促進に向けた適切な周知も必要。

### 【今後の改革の方向性】

- 政府調達において、スタートアップ等による新技术・新製品・新サービスの開発を促進するべく、**中小企業技術革新制度（SBIR）における研究開発成果の調達手法と同様の仕組みでの随意契約を高度な新技术を持ったJ-Startup 選定企業等との間でも可能とする**ことについて、対象企業の選定方法を整備し、令和5年度中の活用に向け、所要の措置を講ずる。その際、**事務手続の負担軽減についても検討を行う**とともに、制度活用促進に向けた適切な周知を行う。 **[令和5年度措置]**
- 政府調達へのスタートアップの参加を促進する観点から、**高度な新技术を有する等一定の要件を満たすスタートアップに対し、保有している入札参加等級よりも上位の等級の入札への参加資格を与える**ことを含む、**一般競争入札におけるスタートアップからの新技术及び新サービスの調達を促進するための入札手法の整備**について、引き続き必要な検証・検討を進め、結論を得次第速やかに措置する。その際、**事務手続の負担軽減についても検討を行う**とともに、制度活用促進に向けた適切な周知を行う。 **[引き続き検討を進め、令和5年度措置]**

# 1-3. 個別資産に対する担保や経営者保証を前提としない新たな融資手法としての事業性に着目した担保制度の創設・整備

## 【現状と課題】

- 産業構造の変化を受け、不動産（工場や店舗）に代表される個別資産の保有を前提としない産業も出てきている中、融資における従来の担保権は、**抵当権をはじめとした個別資産の価値に着目したものが中心**。
- このことは、個別資産を十分に所有していないスタートアップ等が資金調達において融資を用いることを難しくさせる一因となっている。
- また、融資の際に求められてきた**経営者保証は、創業や思い切った事業展開、円滑な事業承継、早期の事業再生を阻害する**との声もある。
- 新たな融資手法として創設される、**事業性に着目した担保制度**は、担保対象を個別資産に限定せず、**ノウハウや顧客基盤等を含む事業全体とする**ものであり、経営者保証を前提としない融資慣行の実現に寄与することも期待される。

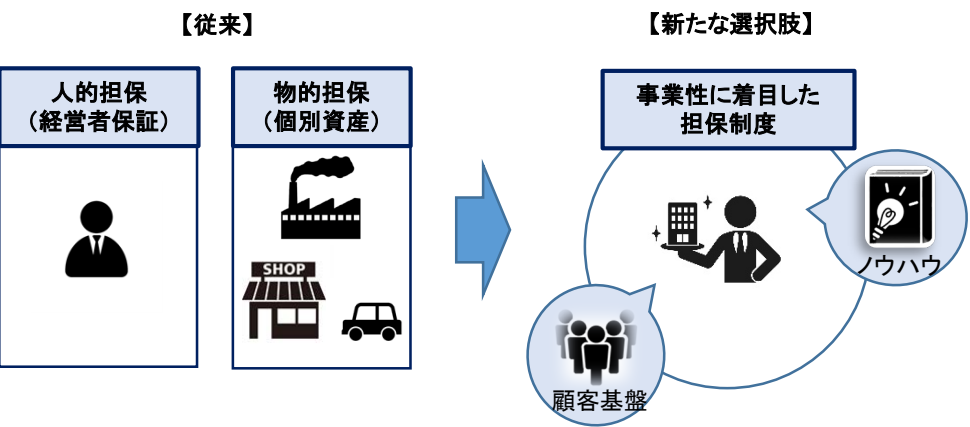
## 【今後の改革の方向性】

- 金融庁及び法務省は、資金調達手段の充実がスタートアップや事業の成長及び促進における喫緊の課題であることを認識し、**融資における新たな選択肢**として、不動産等の個別資産に対する担保や経営者保証を前提としない、**事業性に着目した成長資金の提供への利活用が期待される新たな担保制度（事業成長担保権）**について、資金需要を取り込み、活用しやすい制度設計となるよう、相互に積極的に連携して早急に検討を進め、関連法案の早期の国会提出等、必要な措置を行う。

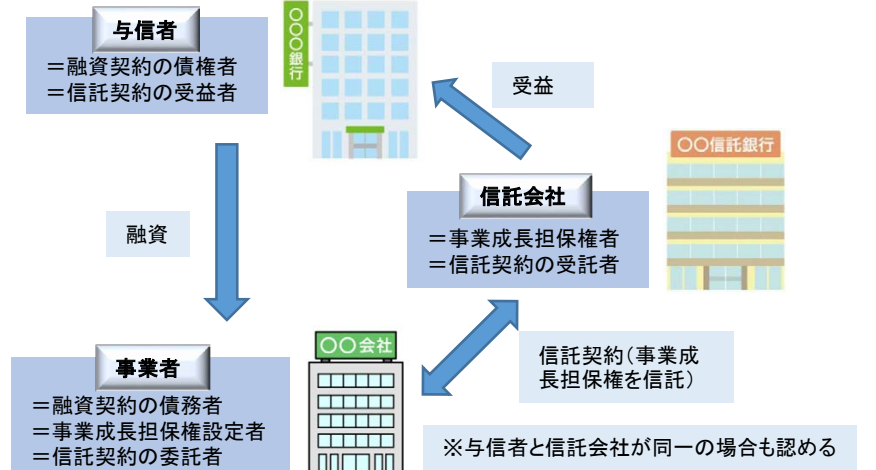
なお、事業性に着目した担保制度の整備に係る検討の結論を得次第、金融庁は、金融機関と融資先である事業者が事業価値の維持や向上に向けて緊密な関係を構築できるよう、**制度の適切な運用による成長資金の提供促進に必要な環境の整備**を行う。

**[引き続き検討を進め、令和5年度目途に結論・措置]**

### 【融資における担保対象の在り方】



### 【事業性に着目した担保制度のスキーム概要】



# 1-4. 新たな空のモビリティ推進及び新たな物流サービスの実現に向けた無操縦者航空機に係る制度整備

## 【現状と課題】

- 現在、離島や山間部等の各地において、担い手不足等の理由から、物流サービスの持続的確保が困難な状況。
- 新たな空のモビリティとして、操縦者が乗り組まないで飛行する、ドローンよりも大型の「無操縦者航空機」が、物資輸送の手段等として期待されている。
- 一方、「無操縦者航空機」は独自の制度が特段整備されていないため、ヘリコプター等と同様の「航空機」として各種規制に対応する必要がある。
- 「無操縦者航空機」について、それぞれの機体性能・運用条件等に応じた耐空性の評価等によって速やかな社会実装を可能とする制度改革が必要。

## ＜航空法における機体区分＞



(出典: 令和4年11月29日第4回スタートアップ・イノベーションWG 国土交通省提出資料より作成)

## 【今後の改革の方向性】

- 国土交通省は、特定されたルートの飛行等によりリスクを低減し、物資輸送を目的とする無操縦者航空機について、そのような機体、条件及び目的にふさわしい規制となるよう、操縦者が乗り組まないことを前提とした基準の内容について検討を進めているところ、さらに、機体性能と運用条件を考慮したリスクベースでの耐空性基準の設定を含む、運用の柔軟化等の必要な対応を速やかに検討し、結論を得る。  
**[令和5年結論・措置]**
- 国土交通省は、無操縦者航空機の社会実装を目指す事業者の予見可能性を高め、事業者の技術開発・新サービス展開といったイノベーションの促進に資するよう、航空法(昭和27年法律第231号)第11条第1項ただし書の試験飛行における関係者間の調整の在り方に関する事例や、無操縦者航空機の迅速・円滑な認証取得等に役立つ事例の紹介等について検討し、事業者に対してプッシュ型の周知を行う。  
**[令和5年度検討開始、結論を得次第速やかに措置]**
- 国土交通省は、新たな空のモビリティの社会実装を世界に先立ちリードしていく観点から、空の移動革命に向けた官民協議会において、事業者や自治体等の関係者の意見も聴きながら、無操縦者航空機の活用に向け、安全性確保を前提としつつ、耐空性基準の考え方、審査の迅速化・費用削減に資する設計の効率化、将来的なマルチユース化に当たっての考慮事項等、イノベーションの促進に資する無操縦者航空機に関する環境整備について、速やかに検討する。同時に、今後の革新的技術による様々な特性・性能を持つ新たな空のモビリティサービスの速やかな社会実装を実現するために、今後の機体開発の動向も踏まえながら、制度全体の在り方を見据えつつ、ロードマップの見直しを行い、航空機の規制がリスクに照らして合理的なものとなるよう、速やかに環境整備を行っていく。  
**[令和5年度検討、結論を得次第速やかに措置]**

# 1-5. 建設DX新市場創出に向けた建設用3Dプリンターの社会実装に資する環境整備

## 【現状と課題】

- 技能者不足や高齢化、環境対応等の課題を抱える建設業において、デジタルを活用した革新的技術である建設用3Dプリンターへの期待が高まっている。
- 型枠不要、工期短縮、自由自在にデザイン可能等の特長を持ち、既に国内でもスタートアップや大手建設会社が研究開発・実用化を進めている。
- 一方で、新工法や新材料に対して既存の建築基準法では柔軟に対応できず、時間的・費用的コストがスタートアップ等にとって大きな負担。
- 科学的エビデンスに基づく安全を確保しながら、革新的技術の迅速な社会実装・普及を図る必要。

＜社会課題解決の可能性を持つ建設用3Dプリンターというイノベーション＞



(出典: 令和5年1月27日第7回スタートアップ・イノベーションWG 株式会社Polyuse及び清水建設株式会社提出資料より作成)

## 【今後の改革の方向性】

- 国土交通省は、建設用3Dプリンターを活用する上で、材料の一つとなる「モルタル」の取扱いについて、建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づいて整理し、地方自治体や指定確認検査機関等が適法性を確認する場面において、その適切な判断に資する文書を作成・公表、周知する。 [措置済み]
- 国土交通省は、スタートアップ等新たに参入する事業者にも分かりやすい各種制度に関する情報提供の在り方の改善や体制の充実について、相談窓口の設置も含めて検討し、必要な措置を講ずる。 [令和5年度検討・措置]
- 国土交通省は、デジタル時代における建築に係る規制の在り方等につき、機動的で柔軟な規制となるよう、検討会を設置して議論し、結論を得て措置する。(特に)建設用3Dプリンターを利用した建築に係る規制の在り方について、普及・活用を促進する観点で、論点を整理する。スタートアップを含む事業者等を構成員とすることも含めて検討し、新しい材料・技術の実態に即した内容となるよう報告書等の取りまとめに反映する。 [検討会については令和5年度上期設置、(報告書等の取りまとめについては)令和5年度措置]

# 1-6. カーボンニュートラル実現に資する環境配慮型コンクリートの社会実装に向けた環境整備

## 【現状と課題】

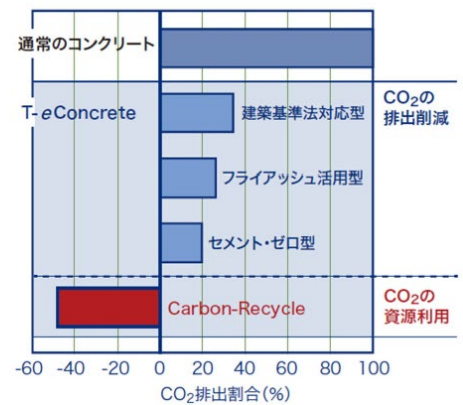
- コンクリートの主な材料であるセメントは、製造時に二酸化炭素を必然的に排出するところ、セメントを産業副産物に置換すること等により、二酸化炭素の排出量削減を実現する「環境配慮型コンクリート」の開発が、国内外で加速的に進んでいる。
- 一方、セメントを使わない環境配慮型コンクリートを建築物の主要構造部等に使用するためには、建築基準法に基づき、建築物ごとにその構造方法等について国土交通大臣の認定を受けるしか方法がなく、社会実装に対するハードルになっている。

## 【今後の改革の方向性】

- 国土交通省は、環境配慮型コンクリート等の新しい材料・技術の出現も踏まえて、指定性能評価機関による評価に関し、審査項目、期間、費用、手続及び新しい材料・技術への対応等を含め、各種見直しを検討し、結論を得る。その後、継続的に指定性能評価機関への監督及び指導を行い、イノベーション促進に資する迅速かつ的確な評価が行われるよう、適切な運用を行う。【令和5年度検討・措置】
- 国土交通省は、環境配慮型コンクリートの利用促進に向けて、機動的で柔軟な規制となるよう各種見直しを行う。規制の見直しに当たっては、検討会を設置して議論し、結論を得て措置する。その際、以下の点に留意する。

- ① イノベーション促進を念頭に、新たな仕様規定策定の必要性を検討。
- ② 国内外の事業者や学識経験者等から、幅広く意見を聴取。報告書等の取りまとめについては、聴取した意見を踏まえ、新しい材料・技術の実態に即した内容にする。
- ③ スタートアップ等の新規参入者にも分かりやすい各種制度に関する情報提供の在り方の更なる改善や体制の充実等について、相談窓口の設置も含めて措置。
- ④ 国内外での研究・開発状況の積極的な実態把握を進め、環境配慮型コンクリートの「指定建築材料」への追加を検討。また、今後の革新的技術の出現や、それに適した新たな材料・工法の登場も見据え、新たな認定制度の創出等、規制の在り方そのものについても検討。
- ⑤ オープンイノベーションに資するよう、検討会の結果を公表するなど透明性を確保。

- **建築基準法対応型**  
セメントの代わりに高炉スラグ(製鋼過程で生じる産業副産物)を使用します。建築物の建設に適しています。
- **フライアッシュ活用型**  
セメントの代わりに高炉スラグとフライアッシュ(石炭灰の一種)を使用します。発電所など容易に石炭灰を入手できる場所での使用に適しています。
- **セメント・ゼロ型**  
セメントを使用せず、高炉スラグを特殊な反応剤を用いて固めます。CO<sub>2</sub>排出削減を極めたコンクリートです。
- **Carbon-Recycle**  
セメント・ゼロ型に炭酸カルシウムなどカーボンリサイクル製品を加えて製造したコンクリートです。CO<sub>2</sub>収支マイナスを実現します。2030年のリサイクルシステムの確立を目指しています。



**【検討会については令和5年度上期設置、**  
**①: 令和5年度結論、結論を得次第速やかに措置、**  
**②～⑤: 令和5年度措置】**

(出典: 規制改革推進会議第7回スタートアップ・イノベーションWG「資料2-1」より)



# 1-7. 契約書の自動レビューサービスと弁護士法

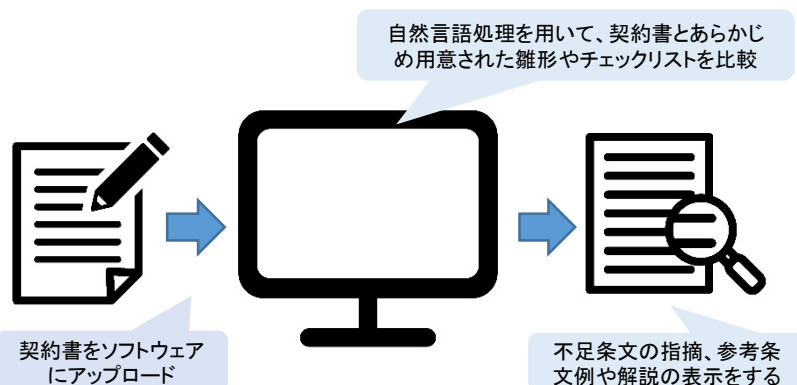
## 【現状と課題】

- AIの活用について、日々技術が進歩し、昨今では大規模言語モデル等による生成AIが開発・実装されたことで、業務の一層の効率化や質的向上を図り得る状況にある。
- そうした中、我が国において普及が進んでいる契約書の自動レビューサービスをはじめとするリーガルテックは、企業等の法務業務の効率化等を実現し得、法務機能の向上、ひいては国際競争力強化に資する。
- そのため、弁護士法の趣旨を踏まえつつ、リーガルテックの導入を促進するための措置を適時・適切に実現して行くことが重要である。
- 契約書の自動レビューサービスは、弁護士法人ではないスタートアップ等の事業者が提供し、普及が進んでいるが、弁護士以外の法律事務の取扱を禁止する弁護士法との関係を明確にし、事業者が安定的にサービスを提供でき、ユーザーが安全・安心に利用できる環境を整備する必要がある。

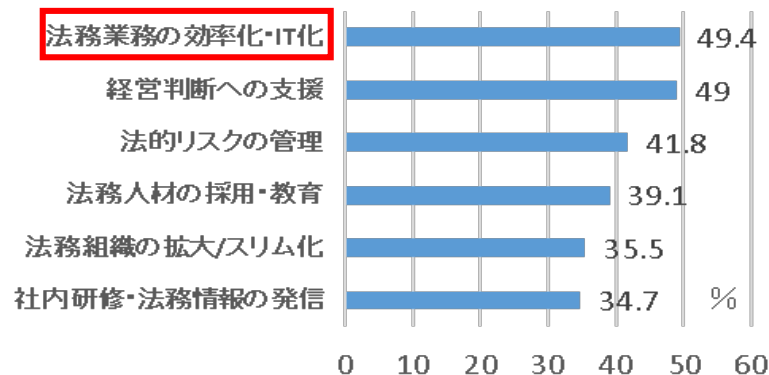
## 【今後の改革の方向性】

- 法務省は、契約書審査やナレッジマネジメントにおけるAIの有用性及び民間企業の法務部門におけるデジタル技術の活用拡大の重要性に鑑み、契約書の自動レビューサービスの提供と弁護士法(昭和24年法律第205号)第72条本文との関係について、予測可能性を可能な限り高めるため、当該サービスの提供に係る**ガイドラインの作成・公表**を行う。  
**[令和5年度上期措置]**

### 【契約書の自動レビューサービスの概要】



### 【企業の法務部門の課題 上位5項目】



経営法友会「第12次法務部門実態調査」問77（回答対象企業が、29項目のうち、課題とするものを最大7項目選択する形のアンケート結果）（令和4年3月）を基に内閣府規制改革推進室作成

# 1-8. 女性活躍推進のための旧姓使用者の本人確認におけるマイナンバーカードの活用促進

## 【現状と課題】

- 結婚後に姓が変わるのは、直近の調査でも約95%が女性であるところ、結婚という個人の選択を行ったことで、多くの女性に精神的・社会生活上の負担がかかる状況は、女性活躍推進の観点から、見直していく必要。
- 公的証明書への旧姓併記の取組は拡大しているものの、旧姓使用者の身分証明には、引き続き戸籍謄本・戸籍抄本が多用されている。戸籍書類の取寄せに係る作業の負担感に加え、本人及び家族の個人情報的大量に含まれる戸籍書類の提出そのものに負担を感じる旧姓使用者は多い。実際に旧姓使用者の社会生活上の負担を減らすよう、旧姓併記した公的証明書の活用を進めるためには、旧姓併記の取組及びその公証力について周知するとともに、現状存在している不具合の解消が急務。
- まずは、旧姓併記したマイナンバーカードの活用について、課題解決に向けた改革の取組を進める必要。

## 【今後の改革の方向性】

- 旧姓使用者の身分証明のために戸籍書類の取寄せ・提出が極力不要となるよう、マイナンバーカードが持つ旧姓の公証力に関する必要な周知を含む、旧姓併記したマイナンバーカードの活用推進を依頼するための周知を実施する。  
[令和5年措置]
- 旧姓併記したマイナンバーカードで電子証明書の利用・オンラインでの本人認証が使えなかったとの報告が多く寄せられているところ、署名用電子証明書の旧姓に係る仕様を踏まえたシステム構築等に積極的に対応するようアプリケーション開発者に対する対応依頼をするとともに、アプリケーション開発者が旧姓併記に対応するために必要な署名用電子証明書の構成や仕様についての情報を含む周知を実施する。  
[令和5年措置]
- 旧姓を併記するマイナンバーカードの追記欄について、字が小さい・追記欄の存在を知らない等により、身分証明で記載情報を認識してもらえないことがあることから、券面印字の視認性の向上を含め、マイナンバーカードを身分証明書としてより使いやすくする改善策について、当事者の意見を聞きつつ、検討を行う。  
[令和5年措置]

# 1-9. 自動車整備士人材の多様化に向けた改革

## 【現状と課題】

- 国内の自動車保有台数は増加トレンドにある中で、**自動車安全を守る自動車整備士人口は減少トレンド**。自動車整備要員の有効求人倍率が4倍を超える等、**現場での人手不足が深刻**となる中で、自動車整備士資格を取得できる自動車整備士養成施設の入学者数は低い水準。
- 従来、国土交通省では、新規高卒者の自動車整備士養成施設入学数増加等の人材確保に向けた取組を行ってきたが、**更なる人材確保を進めるため、転職需要の取込み等により、入職者の多様化を推し進めていく必要**。また、**デジタルコンテンツ等の新技術を活用し、学習効果の更なる向上を進める必要**がある。

## 【今後の改革の方向性】

**多様な人材の活躍促進に向け、施設外からのオンライン授業解禁、大卒者の資格取得の後押し、自動車整備士の賃上げ等小規模事業場を含めた就労環境改善のための施策のデータ分析に基づくPDCAといった、自動車整備士養成施設と現場の双方の改革を力強く推進。**

- 自動車整備士養成学校の学科教育（座学）について、学外の場所から受講できるオンライン授業ができるよう、制度見直しを検討し、結論を得次第速やかに措置する。 **[令和5年度検討開始、結論を得次第速やかに措置]**
- 一級自動車整備士養成課程入学にふさわしい条件を満たした大卒者に自動車整備士養成施設の一級自動車整備士養成課程への入学を認めることについて、自動車整備士養成施設や事業者等の関係者の意見を聴取した上で、必要な条件の在り方も含め検討を開始する。 **[令和5年度検討開始]**
- 自動車整備士の就労環境の改善を図るため、全認証事業場数の約8割を占める従業員10人以下の小規模事業場を含めた自動車整備事業場の生産性を向上させ、収益力の向上や賃上げに結び付く施策について、その実行状況についてデータに基づきフォローアップし、必要に応じて施策の改善を検討する。 **[データに基づくフォローアップは令和5年度検討開始、結論を得次第速やかに措置、改善の検討は令和5年度以降検討開始]**

# 1-10. 企業のコーポレートガバナンス強化及び人材確保に資する株式報酬の発行環境の整備

## 【現状と課題】

- 企業のコーポレートガバナンスの実現に向け、中長期的な企業価値への意識醸成・株主目線での経営促進を期待し、企業役員にインセンティブとしての株式報酬を付与する企業が増加しつつある。スタートアップにおいては、人材獲得に有効な手段として、株式報酬が浸透している。
- しかし、日本企業全体で見れば、依然として固定報酬の割合が高く、株式報酬の活用拡大に向け更なる環境整備が必要。
- 上場企業を始めとする価値の安定した企業からは、**株式報酬の発行時に直面する金融商品取引法の開示規制の緩和**が求められている。また、スタートアップからは、人材獲得・資金調達をより活性化させるため、**米国と同様のストックオプションプール※の実現に向けた法制**が求められている。株式報酬の発行環境の整備を通し、**企業の更なる成長に寄与する規制改革**が求められている。

※あらかじめ一定規模のストックオプションの発行枠を設定し、従業員に対して柔軟にストックオプションを付与する仕組み。  
 (「スタートアップ育成5か年計画」より)

## 【今後の改革の方向性】

- 金融庁は、**報酬として交付する譲渡制限付株式（RS）**に関し、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）の**開示規制を緩和する金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）第2条の12第1号に基づく制度**について、交付対象者の死亡によって譲渡制限が解除されるものであっても、同制度の要件を充足することを明確化する等、**同制度の活用促進について検討し、結論を得次第、必要な措置**を行う。

**【令和5年検討・結論・措置】**

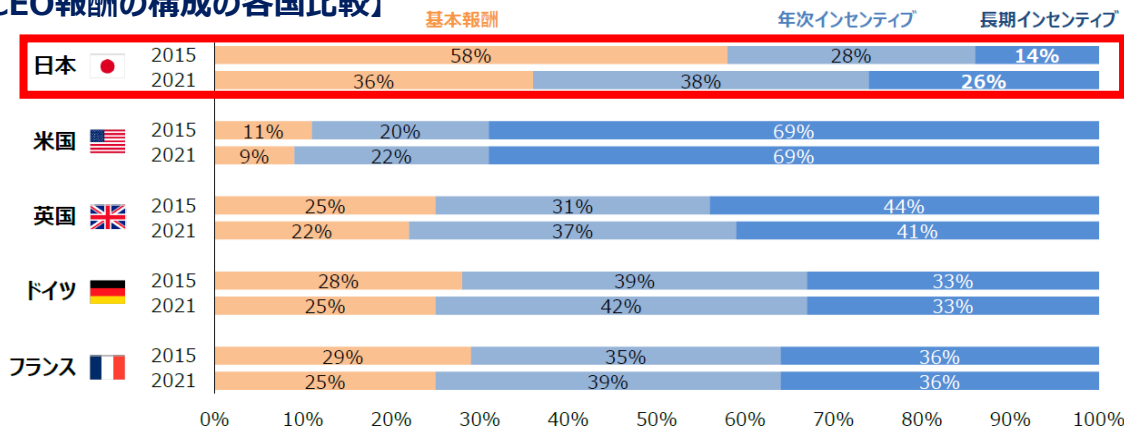
- 金融庁は、株式報酬が、中長期的な企業の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な起業家精神の発揮に資するインセンティブとして、コーポレートガバナンス強化の一環となること、また、企業における優秀人材の確保といった人事戦略に有用であることを認識の上、株式報酬は企業内の者に発行することが想定されることも踏まえ、開示規制における投資家保護の趣旨に鑑み、**株式報酬の類型等に応じた開示規制の在り方を検討**する。

**【令和5年度検討開始】**

- 法務省及び経済産業省は、**いわゆるストックオプションプールの実現**に向け、**株主総会から取締役会への委任内容について、新株予約権の権利行使の価額や権利行使期間等も含めることができるよう会社法制上の措置**を講ずる。また、新株予約権の発行に係る募集事項の決定の委任について、**株主総会から取締役会への委任決議の有効期限が現行では「1年以内」となっているところ、この制約を撤廃することを検討**する。

**【令和5年度検討開始】**

## 【CEO報酬の構成の各国比較】



長期インセンティブ報酬（主に株式報酬）の比率は3割程度まで高まっているが、欧米と比較すると低い。

※第11回スタートアップ・イノベーションWG経済産業省提出資料より

# 1-11. イノベーションや地域の課題に応えるラストワンマイル配送の実現

## 【現状と課題】

- コロナ禍におけるライフスタイルの変容等の影響から、ラストワンマイル配送需要が高まっている。
- 物流業界は、2024年度から運転者に時間外労働の上限規制が適用されることに伴い懸念される深刻な人手不足等を指す、いわゆる「2024年問題」に直面しており、持続可能な物流の実現には一刻の猶予もない。
- ラストワンマイル配送における担い手不足解消や輸送能力不足の解消、効率性向上を図る観点から、軽乗用車に積載可能な貨物の重量の見直し等を求める意見が存在。

### 【貨物軽自動車運送事業の概要】

車種別表		~125CC	125CC超~	~660CC	660CC超~
種別	徒歩				
	自転車		二輪	軽自動車（貨物）	登録自動車（貨物）
	原動機付自転車				
				軽乗用車	
許可等	許可等不要	貨物軽自動車運送事業（届出）		一般貨物自動車運送事業（許可）	

### 通達における主な規定

- 積載できる貨物の重量は、乗車定員から乗車人数を控除した数に55を乗じた重量（単位キログラム）以内とする
- 届出を受理した際に、過積載による運行や有償旅客の運送をしてはならない旨周知及び指導する
- 届出を受理した際に、事業者自らが過労運転の防止や運転者の酒気帯びの有無の確認等の運行管理を適切に行うことについて指導する
- 車検証の記載事項のうち、「自家用又は事業用の別」は「事業用」、「用途」は「乗用」とする

### 【貨客混載制度改正(案)の概要】

【貸切バス】	【トラック】	【乗合バス】	【タクシー】
貨物自動車運送事業の許可を取得した上で、荷物を運ぶことが可能 <b>全国で実施可能とする*</b>	旅客自動車運送事業の許可を取得した上で、旅客を運ぶことが可能 <b>全国で実施可能とする*</b>	貨物自動車運送事業の許可を取得した上で、荷物を運ぶことが可能 350kg未満の荷物を運ぶ場合は、道路運送法第82条に基づき許可不要	貨物自動車運送事業の許可を取得した上で、荷物を運ぶことが可能 <b>全国で実施可能とする*</b>
(※) ただし、貸切バス事業者若しくはタクシー事業者による貨物の運送又はトラック事業者による旅客の運送について、発地及び着地がいずれも過疎地域以外となる場合は、以下に掲げる者による協議が整っていることを許可に付す条件とする。 ①関係する地方公共団体 ②地域の交通網の維持の観点から旅客自動車運送事業者及び旅客をそれぞれ代表し得る者 ③地域の物流網の維持の観点から貨物自動車運送事業者及び荷主をそれぞれ代表し得る者			

【出典】第10回スタートアップ・イノベーションWG（令和5年4月6日開催）資料2ー3から内閣府規制改革推進室作成

## 【今後の改革の方向性】

- **軽乗用車に積載可能な貨物の重量の見直し等を求める意見**があることも踏まえ、**各種データを用いた客観的な分析・検証を行いつつ、安全性の確保を前提に対策を検討**し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。  
**[令和5年度検討開始、結論を得次第速やかに措置]**
- 貨客混載制度措置後、**新規事業者の参入が妨げられることのない仕組みとなるようモニタリング**を行い、その結果に基づいて**施策効果検証のためのKGI・KPIを設定**し、必要な措置を講ずる。  
**[令和5年度検討開始、結論を得次第速やかに措置]**
- 事業者の省力化や新規参入促進の観点から、**貨物用軽自動車の事業用ナンバープレートの郵送や手続のデジタル完結**といった、**各種手続の簡素化・合理化**につき、関係事業者・団体等と連携しつつ速やかに検討を開始し、必要な措置を講ずる。  
**[令和5年検討開始、結論を得次第速やかに措置]**

# 1-12. 労働者の利便性向上のための資金移動業者の口座への賃金支払実現

## 【現状と課題】

- キャッシュレス社会の実現や、外国人を含む労働者の利便性向上の観点から、資金移動業者の口座への賃金支払を認める必要。
- 資金移動業者の口座への賃金支払を行う場合の制度は措置されたが、制度に参加する資金移動業者に求められる条件については、銀行等他の金融事業者とのイコールフットイングな規制の在り方の観点等からも、必要以上に厳しい規制になっている可能性。労働者の利便性を向上させ、資金移動業者の負担を軽減するため、資金移動業者に求める要件は、労働者保護を図るために必要最低限とすべき。

## 【今後の改革の方向性】

- 厚生労働省は、資金移動業者の口座への賃金支払を行う場合の、労働政策審議会労働条件分科会の議論を通じて策定された制度について、**制度施行から2年経過後を目途に、制度利用状況を基に、必要十分な要件の在り方を含めた課題の有無の検証を開始**する。 **[令和7年措置]**

# 1-13. Society 5.0の実現に向けた電波制度改革

## 【現状と課題】

- 電波は有限希少な国民共有の財産であり、Society5.0を実現するために不可欠なインフラ。
- あらゆるものがインターネットに繋がる社会において、その基盤となる電波の有効利用や効率的な割当ての仕組みは、我が国の成長に直結する重要な課題。
- このため、経済的価値を一層反映した新たな周波数の割当方式導入が重要。
- 総務省は、令和3年10月に検討会<sup>1</sup>を立ち上げ、我が国における電波オークション等を含めた新たな携帯電話用周波数の割当方式についての方向性を、令和4年11月に取りまとめた。

## ＜総務省が提示した今後の検討方針＞

> 本検討会においては、我が国の新たな携帯電話用周波数の割当方式について、エリアカバレッジを含む技術やサービスに関する審査項目と、周波数の経済的価値を組み合わせる審査を行う総合評価方式（特定基地局開設料制度）に加え、「条件付きオークション」を選択可能となるよう、検討を進めることが適当であるとする基本的な方向性を整理した。

> 一方、このような新たな割当方式を導入する場合には、2025年度末までに5G用として新たに割当てが想定される周波数帯（4.9GHz帯、26GHz帯、40GHz帯等）を念頭に置き、各周波数帯に係る政策目標を明確化した上で、制度の透明性・予見可能性を確保するためにも、技術的条件の在り方等も踏まえつつ、主に以下の点について、更に検討を行い、具体的な制度設計を進めることが必要である。

1. 各周波数帯に対応した政策パッケージの検討

- 新たな割当方式を導入するに当たっては、各周波数帯の国内外における利活用の状況、事業者等における今後の利活用の見通し、技術革新への取組等を踏まえて、政策目標を設定することが必要である。
- ミリ波等の高い周波数帯については、エリアカバレッジ等の条件を緩和して、事業者の創意工夫によるイノベーションや新サービスの創出といった政策目標を踏まえた割当方式の制度設計が必要であると考えられる。
- あわせて、周波数割当方式に関連して、周波数の利活用やビジネス展開を妨げる可能性のある技術課題等を洗い出し、行政・事業者等が進めるべき対応策について検討を行うほか、条件付きオークションにより事業者の負担増が懸念されることから、オークション収入の活用等による、通信インフラの整備・高度化や安全・信頼性を確保するための対策等の強化を促す方策について検討を行うことが必要であると考えられる。

2. 各周波数帯の政策目標の設定を踏まえた割当方式の検討

- 以下の（i）～（v）の項目を中心に詳細検討を行う必要がある。
  - （i）条件付きオークションと総合評価方式の適用条件
  - （ii）デメリットとされている事項（落札額の過度な高騰、特定事業者への周波数の集中 等）への具体的な対応策
  - （iii）条件付きオークションの制度設計（付与する条件の内容、最低落札価格の算定方法、排他的な免許申請期間 等）
  - （iv）条件付きオークションの具体的な実施方法（落札額の支払方法 等）
  - （v）電波の利用状況のフォローアップ（条件遵守状況の把握方法や確認タイミング 等）

（出典：令和4年10月27日第1回スタートアップ・イノベーションWG 総務省提出資料）

## 【今後の改革の方向性】

- 総務省は、新たな携帯電話用周波数の割当方式に関する検討会において、令和4年11月に取りまとめた、我が国における電波オークション等を含めた新たな割当方式についての方向性を踏まえ、透明性・客観性を担保した具体的な制度設計やスケジュールについて検討し、令和5年度上期までに結論を得る。

**【令和5年度上期結論】**

<sup>1</sup> 新たな携帯電話用周波数の割当方式に関する検討会  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/mobile\\_new\\_alloc/index.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/mobile_new_alloc/index.html)

# 2-1. EV普及のための充電器の整備に向けた見直し

## 【現状と課題】

- 2050年カーボンニュートラル社会の実現に向けて、走行時に二酸化炭素を排出しないEVの普及が重要であるが、その前提として、EV用充電器の整備を進める必要がある。
- EV用充電器は設置場所・目的場所別に基礎充電、経路充電、目的地充電の3種類があるが、これらに係る充電器がバランスよく設置され、適切な場所に適切な数、充電出力等の性能が十分確保された充電器を設置することが重要である。
- この点、EV充電器の導入については、国の目標として、「2030年までに充電インフラ15万基」（うち、急速充電器3万基）との目標が示されているが※1、EV用充電器の普及は現状において十分ではない※2。

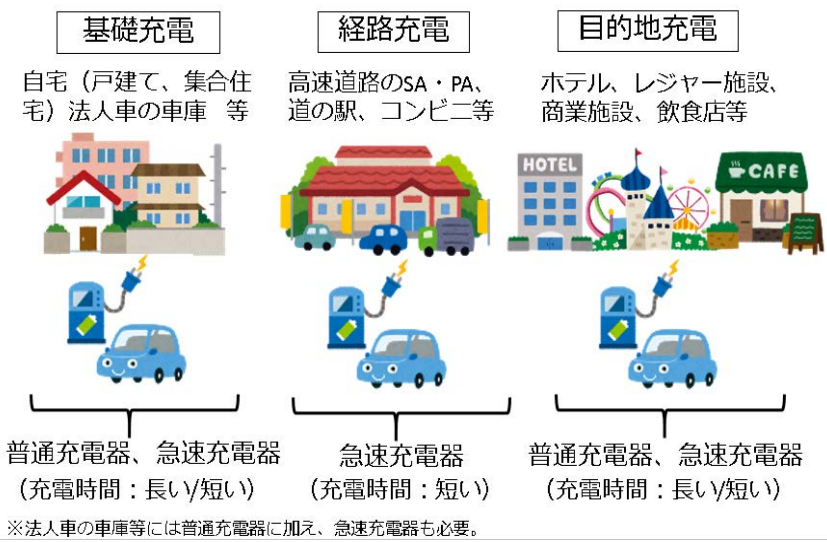
※1:『新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画』の実施についての総合経済対策の重点事項(令和4年10月)及び「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」(経済産業省令和3年6月)  
 ※2: 2022年3月時点で29,463基

## 【今後の改革の方向性】

- 経路充電、基礎充電、目的地充電に係る充電器がバランスよく設置され、適切な場所に適切な数、充電出力等の性能が確保された充電器を設置するため、EV用充電器の整備に係るロードマップを策定。
  - ① 高速道路におけるEV用充電器の整備に関するロードマップ **[措置済み]**
  - ② ①以外の経路充電、基礎充電、目的地充電に係るEV用充電器の整備に関するロードマップ **[令和5年度上期目途措置]**
- 高速道路のSA・PAにおけるEVの充電渋滞の解消に向けて、高速道路を一時退出した上で、高速道路近傍のEV用充電器を利用できるようにするため、高速道路からの一時退出による充電器利用でも一時退出しない場合と同じ料金を適用できるよう措置する。 **[令和6年度措置]**
- 新築集合住宅を供給する事業者に対し、自社が供給する集合住宅へのEV用充電器の積極的な設置について要請文書の発出等を行うとともに、補助制度の改善等を行う。 **[令和5年度上期目途措置]**
- より多くのEV用充電器の保安を主任技術者が担当できるよう、外部委託承認制度における点検頻度の在り方・換算値等の見直しについて検討を行い、結論を得次第速やかに措置する。

**[令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置]**

## <EV用充電器の設置場所と出力の関係>



(出典: 令和4年11月11日 第24回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース 委員提言の参考資料集より抜粋)



## 2-2. 住宅・建築物関係①：住宅におけるエネルギーマネジメントの円滑化

### 【現状と課題】

- 住宅内の太陽光発電と蓄電池機器等について、適切な制御を行い自家消費を最適化※するスマートホームシステム「HEMS」が導入されつつある。 ※例えば、晴れの日には太陽光発電の電気をエコキュートのお湯の沸上げに使う。蓄電池にためた電気を天候が悪い日に家電の制御に使う等。
- このHEMSは、昨今の電力価格高騰や災害時のレジリエンスの観点から重要性を増している。具体的には、HEMSによって、個々の住宅で、電力のピークシフトを図ることが可能となり、支払う電気料金の抑制にも繋がり、停電時の非常用電源としても活用可能となる。
- 一方、HEMSに関しては、2012年に、経済産業省が標準規格として「ECHONET Lite」を推奨していたが、各事業者が販売する機器によっては、接続できない旨の事業者・消費者等の声がある。また、HEMSは省エネにも効果的であるが、HEMSに係る国の省エネ目標の算定について、エネルギーマネジメントに使用されるとは限らないスマートスピーカー等のスマートホームデバイスも含まれている。

### 【今後の改革の方向性】

- ECHONET Lite機器であれば、ホワイトリスト等で限定をされることなく、メーカーを問わず、接続可能となるよう、ECHONET Liteに関する制度設計の在り方について検討し、必要な措置を講ずる。

**[令和5年10月までの可能な限り早期に検討・結論、結論を得次第速やかに措置]**

- ECHONET Liteでの接続システムだけでなく、近年国内で登場したAPIを活用したスマートホームのシステムや海外の新たな通信規格を活用したスマートホームのシステムが混在する環境下でも、特定の通信規格によらず、包括的に接続可能となる新たなシステムの導入を可能とするガイドラインの活用に向け、事業者働きかけを行う。

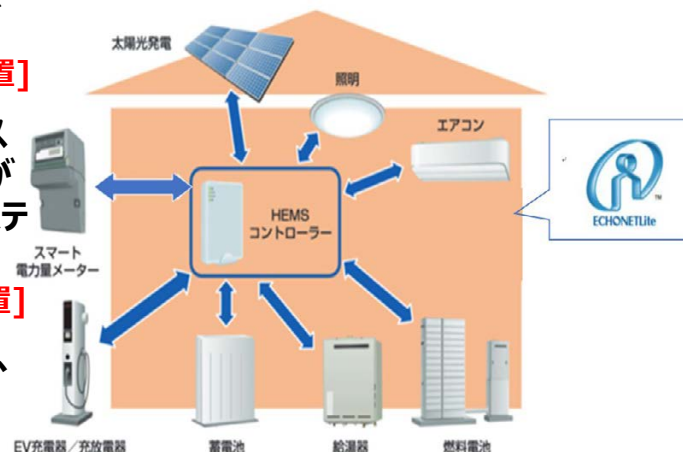
**[令和5年10月までの可能な限り早期に措置]**

- 「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」等における省エネ目標の算定について、現状では、エネルギーマネジメントを行うとは限らない「スマートホームデバイス」が含まれているところ、

①「スマートホームデバイス」の導入について、それがエネルギーマネジメントにつながるのか否か及びその省エネ効果について検討する。 **[令和5年内のできるだけ早期に開始]**

②省エネ目標については、①における検討結果等を踏まえて修正要否について検討したうえで、必要な措置を講ずる

**[令和5年度から検討を開始し、結論を得次第速やかに措置]**



(出典：日本電気計器検定所HP)

# 2-3. 住宅・建築物関係②：建築物における再生可能エネルギー発電設備の設置促進

## 屋上に架台を取り付けて太陽光パネルを設置する際の建築基準法における取扱いの明確化

### 【現状と課題】

- 建築物の屋上に架台を取り付けてその上に太陽光発電設備を設置しようとする場合において、当該架台の下の空間が居住、作業、物品の保管・格納等の屋内的用途に供されると解釈されると、建築基準法上、床面積等の計算に算入され、当該建築物に関する容積率の制限等を受けることとなり、当該太陽光発電設備を設置できないこととなる。
- この点、キュービクルや空調の室外機などが屋上に置かれている場合、その上に架台を設けて太陽光発電設備を設置する際の**解釈が明確でない**ことから、太陽光発電設備の設置を断念せざるを得ない場合がある。

### 【改革の方向性】

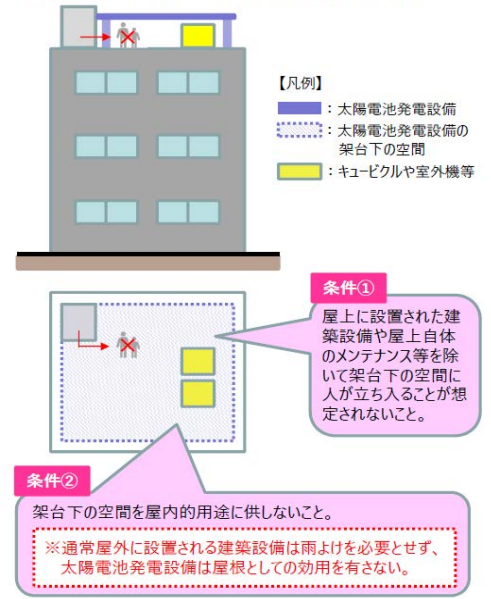
- 建築物の屋上に架台を取り付け、その上に設置する太陽電池発電設備について、**当該太陽電池発電設備の架台下の空間にキュービクルや室外機等の建築設備が設置されることのみをもって、建築基準法上、床面積に算入されないこと等を明確化するための措置を行う。**

**[措置済み]※**

※令和5年3月に通知を発出したことをもって措置済み

### ＜屋上に太陽光パネルを設置する際の手配＞

- 太陽電池発電設備が主要構造部に当たらず、当該太陽電池発電設備の架台下の空間が床面積及び階数に算入されない例



出典：国住指第473号 令和5年3月13日 建築物の屋上に太陽電池発電設備を設置する際の建築基準法の取扱いについて（技術的助言）の参考

## 2-4. リチウムイオン蓄電池の普及拡大に向けた消防法の見直し

### 一般取扱所におけるリチウムイオン蓄電池の消火設備に関する見直し

#### 【現状と課題】

- 消防法上の一般取扱所のうち、例えば、クラウドサービス等に使用するサーバーの保管を行うデータセンター等においては、サーバーの電源としてリチウムイオン蓄電池を設置することで、非常用電源として使用でき、サーバーの省エネ効果も期待できるため当該蓄電池の設置が進んでいる。
- 現行の消防法上、リチウムイオン電池については、**消火方法として水（スプリンクラーでの消火）は認められておらず、不活性ガス等の別の消火方法を用いる必要がある**とされている。
- もっとも、不活性ガスでの消火方法よりも、スプリンクラーの方が設置コストを抑制できる等のメリットがあることに加え、諸外国の基準の中には、**不活性ガスよりもスプリンクラーの方が消火に有効として推奨されている例がある**。

#### 【今後の改革の方向性】

- **一般取扱所におけるリチウムイオン電池の消火設備について、スプリンクラーを消火設備とすることを可能とするため必要な措置を講ずる。**  
[令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置]

### 鋼板製の筐体で覆われる車載用リチウムイオン蓄電池についての指定数量の合算方法の見直し

#### 【現状と課題】

- EVに使用される車載用リチウムイオン蓄電池の保管の際、消防法上、指定数量を超える場合は火災による被害拡大防止のため、建物への防火対策等が必要となってしまう。
- もっとも、**リチウムイオン蓄電池は充電率によって火災の規模が大きく変わるため、これを踏まえた規制の合理化を図るべき**。

#### 【今後の改革の方向性】

- **鋼板製の筐体で覆われ、かつ充電率が一定値以下等の要件を満たすものについては、指定数量の合算から除外するよう必要な措置を講ずる。**  
[令和5年度上期検討・結論、結論を得次第速やかに措置]

## 2-5. 電力システムに係る見直し①

### 北海道エリアの出力変動対策要件により再エネ発電設備に併設した既設の蓄電池の見直し

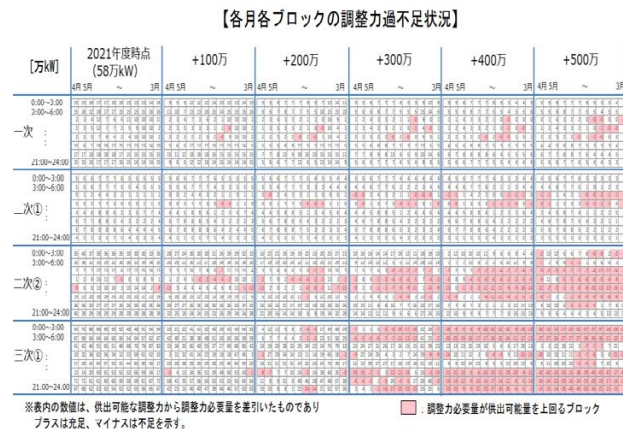
#### 【現状と課題】

- 北海道エリアでは、太陽光・風力発電設備の導入が進む中で、系統の接続可能量の限界に近づきつつあったことから、再エネ発電設備に蓄電池を併設することが実質的に義務付けられてきた（出力変動対策要件）。
- その後、最新の知見等を踏まえ、シミュレーションを行った結果、当面の間は調整力不足が生じる断面が限られるとして、令和5年7月以降に接続検討申請を行う新設設備に関しては出力変動対策要件の廃止が決定された。
- しかし、既設設備については、引き続き、出力変動対策要件が課されており、蓄電池の能力を十分に活用できない状況となっている。

#### 【今後の改革の方向性】

- 最新の再エネ設備導入量や北海道本州間の地域間連系線の運用実態等を踏まえたシミュレーションを行い、既設設備の蓄電池の活用可能性やその在り方について検討し、必要な措置を講ずる。【令和5年度内を目途に検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

#### <シミュレーションのイメージ>



（出典：第45回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 系統ワーキンググループ 資料3-2より抜粋）

### 再エネ設備併設蓄電池の有効活用に向けた措置

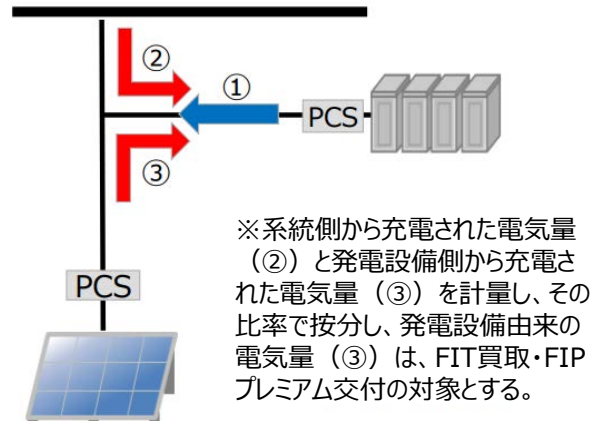
#### 【現状と課題】

- 太陽光や風力発電設備など、変動性再エネが増加する中で、蓄電池は電気の余剰時には充電し、不足時には放電することができ、需給バランスを保つ上で非常に有効。
- FIT・FIP電源においても、蓄電池を併設することが望ましいが、現状では系統からの充電が認められておらず、自ら発電したものでしか充電できない。
- この制約のため、蓄電池の能力を十分に生かした運用ができず、蓄電池の併設が進まない一因となっている。

#### 【今後の改革の方向性】

- FIT・FIP電源に併設する蓄電池について、系統側からの充電を認めるとともに、発電設備由来の電気量については、FIT買取・FIPプレミアム交付の対象とするための必要な措置を講ずる。【令和5年度上期検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

#### <措置のイメージ>



（出典：第40回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 系統ワーキンググループ 資料2より抜粋）

## 2-6. 電力システムに係る見直し②

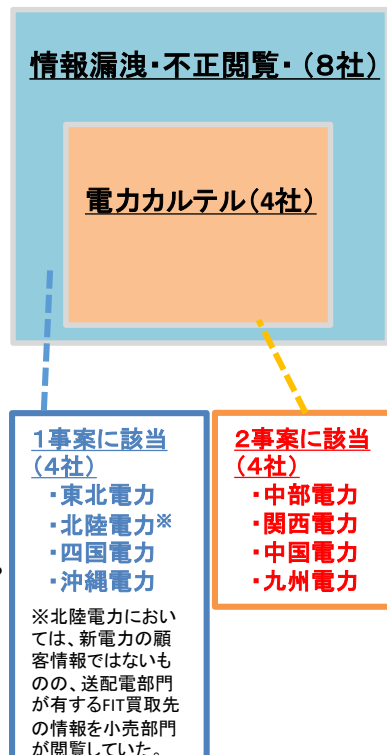
### 電力市場における公正競争環境確保に向けた方策の検討

#### 【現状と課題】

- 2022年12月以降、一般送配電事業者が保有する新電力の顧客情報が、大手電力会社の小売部門によって不正に閲覧されていた事案が多数判明。※7社（東北電力、中部電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、沖縄電力）  
※北陸電力は、「新電力の顧客情報の不正閲覧はなかった」と電取委に対して報告しているが、同社の送配電部門による個人情報保護委員会への報告では、同部門がFIT買取を行っている1,408の需要家の情報（契約者氏名、電話番号、北陸電力とのFIT買取契約の容量、お客さま番号等）が北陸電力の小売部門側から閲覧可能になっており、北陸電力による個人情報保護委員会への報告では、437名が閲覧したとされている。
- また、大手電力4社（小売部門等含む6社※）が独占禁止法に違反し、カルテルを結んだとして、2023年3月30日に公正取引委員会から、排除措置命令及び課徴金納付命令（合計約1010億円）が発出され、さらに、公正取引委員会から電力・ガス取引監視等委員会に対し、公正な競争を阻害する可能性のある行為について、情報提供がされた。※中部電力、中部電力ミライズ、中国電力、九州電力、九電みらいエナジー、関西電力（関電は課徴金は免除）
- これらの事案を踏まえ、電力市場における公正競争環境確保に向けた方策を検討する必要がある。

#### 【今後の改革の方向性】

- 経済産業省は、コンプライアンスの徹底に向けて、コンプライアンスを含め内部監査を行う組織について、外部専門家を入れるなど、被監査部門に対して十分けん制機能が働くよう独立性を高める等の必要な指導を行う。  
[令和5年度上期可能な限り早期に検討・結論、結論を得次第速やかに措置]
- 経済産業省は、今後、小売電気事業の健全な競争の実現に向け、発電事業者に対する卸売における内外無差別を強化するための方策（制度措置、行政措置の要否含め）を検討し、必要な措置を講ずる。  
[令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置]
- 経済産業省は、新電力の顧客情報の情報漏洩・不正閲覧事案を踏まえた罰則の強化や業務停止命令等の行政上の制裁について、その必要性や妥当性等を検討し、必要な措置を講ずるとともに、カルテルを含む電気事業の健全な発達を阻害する行為について、独占禁止法との関係に留意しつつ、電気事業法に基づく規律の強化を検討し、必要な措置を講ずる。  
[令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置]
- 経済産業省は、電気事業者の組織の在り方について、次のような点について引き続き検討する。
  - ①旧一般電気事業者の送配電部門の所有権分離についてその必要性や妥当性、長所・短所を含め検討。
  - ②電気事業者の発電部門と小売部門の組織の在り方に関し、発販分離及び会計分離については、各事業者の事業戦略に基づき選択可能であるという前提の上で、検討。  
[令和5年度を目途に検討・結論、結論を得次第速やかに措置]
- 公正取引委員会は、電力分野において、独占禁止法上問題となる事実が認められた場合は、引き続き、独占禁止法上のあらゆる手段を排除せず、厳正・的確に対処する。  
[令和5年度以降継続的に措置]



## 2-7. 再生可能エネルギー及び水素の利用促進に係る保安規制の見直し

### 風力発電の電力保安通信用電話設備の在り方の見直し

#### 【現状と課題】

- 一定規模以上（出力2,000kW以上等）の風力発電所への設置が求められる電力保安通信用電話設備（保安用電話）については、**現状、専用回線を用いた専用の通信用電話設備を施設**する必要がある。
- 一方、風力発電設備が僻地にある場合や、小規模な再エネ発電事業者が自ら敷設、維持する場合は**コスト負担が大きいため、安全を確保しながらも、当該方法以外の通信手段を許容することが求められる。**

#### 【今後の改革の方向性】

- 電力保安通信用電話設備について、**衛星電話等のその他の手段の活用により、非常時に確実に必要な保安上の措置を取ることの出来る手段**を講ずれば、**専用の通信用電話設備の設置を免除することについて検討を行い、必要な措置を講ずる。**

**[令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置]**

### 郊外型水素スタンドにおける散水装置への上水道からの水の直接供給の許容

#### 【現状と課題】

- 水素スタンドには郊外型と都市型の2種類がある。
- 郊外型水素スタンドでは、防消火設備として、貯水槽を設置し、これを通じて散水装置に水を供給することが必要とされ、**上水道から散水装置への水の直接供給は認められていない。**
- 一方、**都市型水素スタンドでは、貯水槽を介さず上水道から水を直接散水装置に供給することが認められている。**
- **貯水槽の設置には広い場所を必要とし、設置コストもかかるため、郊外型水素スタンドの設置の障壁となっている。**

#### 【今後の方向性】

- **郊外型水素スタンドについても都市型水素スタンドと同様に、上水道から散水装置への水の直接供給が認められるよう必要な措置を講ずる。**

**[令和5年度措置]**

## 2-8. その他の見直し

### 非化石証書に係るトラッキング形式の改善

#### 【現状と課題】

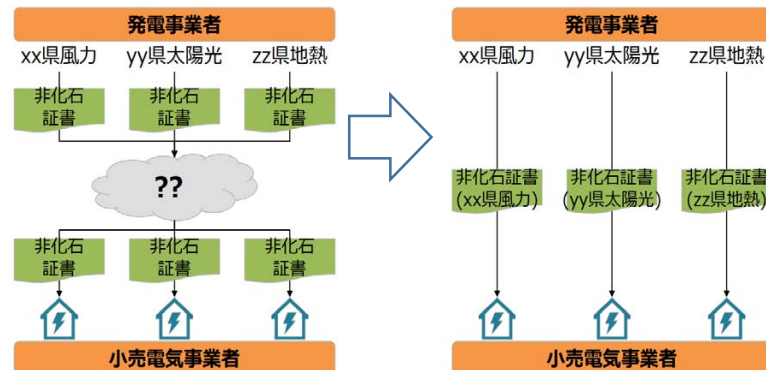
- FIT証書及び非FIT証書のトラッキングは、非化石証書購入者に対し、**希望する電源の属性状況を約定後に後付け**する方法を採用している。
- 一方、「RE100\*」では、令和4年10月に要件が改訂され、目標達成のために調達する再エネ電力は、**運転開始15年以内**のものであることとされた。
- そのため、現状のトラッキングのままでは、「RE100」の要件を満たすことができなくなり、証書の活用も進まないおそれがある。

※世界各国の大手企業が加盟して自然エネルギー電力100%の使用を推進する国際イニシアティブ

#### 【今後の改革の方向性】

- 証書の購入者が、**運転開始年月を選択して証書を調達**できるようトラッキング方法の見直しを検討し、必要な措置を講ずる。 **[令和5年度上期措置]**

#### <トラッキングのイメージ>



### 太陽光発電設備の更新・増設時のFIT・FIP価格に係る見直し

#### 【現状と課題】

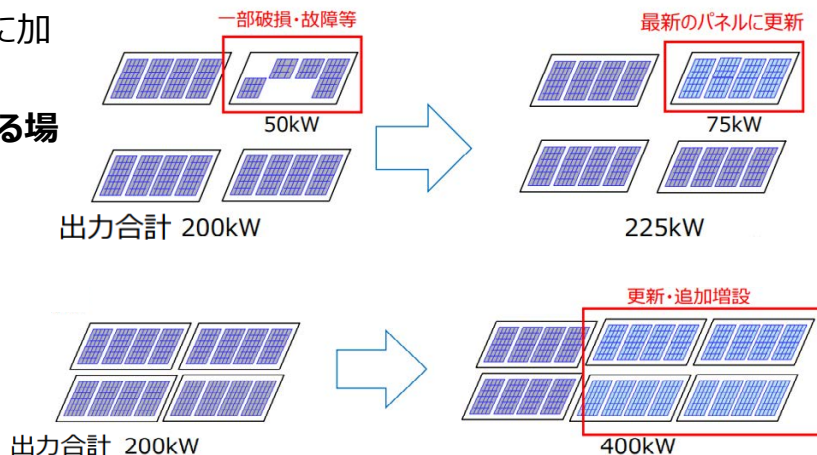
- カーボンニュートラルの実現のためには、適地への新規の再エネ大量導入に加えて、既に土地や系統が確保されている**既設再エネの有効活用が重要**。
- 現在は、太陽光発電設備の**更新・増設により、出力（kW）が増加する場合には、既設部分も含めて最新のFIT調達価格等が適用される\***。  
※ただし、増出力が3kW未満かつ3%未満の場合は例外とされている。
- そのため、既設再エネの増設や更新による有効活用がされにくい状況。

#### 【今後の改革の方向性】

- 更新・増設を促すため、**既設部分と更新・増設部分を切り分けてFIT調達価格等を設定すべく、必要な措置を講ずる。**

**[令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置]**

#### <更新・増設イメージ>



## 3-1. 外国人材の受入れ・活躍の促進

### 【現状と課題】

- 特定技能制度について、深刻化する人手不足の状況や業界からの要望を踏まえ、**対象分野の追加に向けた検討が必要**。
- 特定技能制度及び技能実習制度について、**受入れ企業に求められる書類作成業務などの負担を軽減する観点から、手続の合理化及び省力化に向けた工夫が必要**。
- 我が国の専門学校を卒業した外国人材に一層の活躍の機会を提供するため、**在留資格「技術・人文知識・国際業務」の取得に当たり、業務と専攻の関連性を大学等の卒業生と同様に柔軟に扱うことを検討することが必要**。

### 【今後の改革の方向性】

- **在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」の対象となる分野の追加を検討する。特に「特定技能2号」については、速やかに検討を進め、具体的な措置を講ずる。**  
[（前段）令和5年度検討、結論を得次第速やかに措置、（後段）令和5年上期検討、措置]
- 特定技能所属機関による定期届出に関し、**特定技能所属機関の実績を考慮した定期届出の頻度の低下を含む手続の簡素化に向けた見直し**について検討し、必要な措置を講ずる。 [令和5年中結論、結論を得次第速やかに措置]
- **技能実習制度に関する手続について、書類等の重複排除などの観点から、簡素化に向けた見直し**を検討し、必要な措置を講ずる。また、今後の技能実習制度の見直しにおいては、手続が簡素で合理的なものとなるよう検討する。  
[（前段）令和5年度検討、結論を得次第速やかに措置、（後段）令和5年度検討開始]
- **技能実習計画の認定申請に関する手続について、オンライン化に向けた検討**を行い、必要な措置を講ずる。  
[令和5年度検討、結論を得次第速やかに措置]
- **文部科学大臣が認定した専門学校の卒業生については、在留資格「技術・人文知識・国際業務」の取得に当たり、業務と専攻の関連性を柔軟に取り扱うことについて検討**を行い、必要な措置を講ずる。また、**特定活動46号について、当該認定を受けた専門学校を修了した者などを新たに対象に加えることについても検討**し、必要な措置を講ずる。  
[令和5年上期検討、措置]

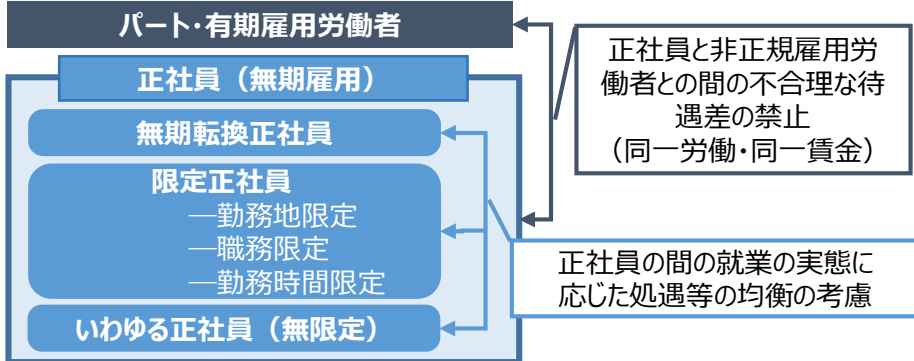


# 3-2. 多様な正社員（限定正社員）の活用促進

## 【現状と課題】

- 円滑な労働移動にも資する重要な取組である「多様な正社員」制度の活用を促進するためには、雇用形態にかかわらず就業の実態に応じた処遇等の均衡が図られるよう周知することや情報提供を充実させることが必要。
- あわせて、労働者のキャリア形成支援の強化が必要。

「多様な正社員」のイメージ



## 【今後の改革の方向性】

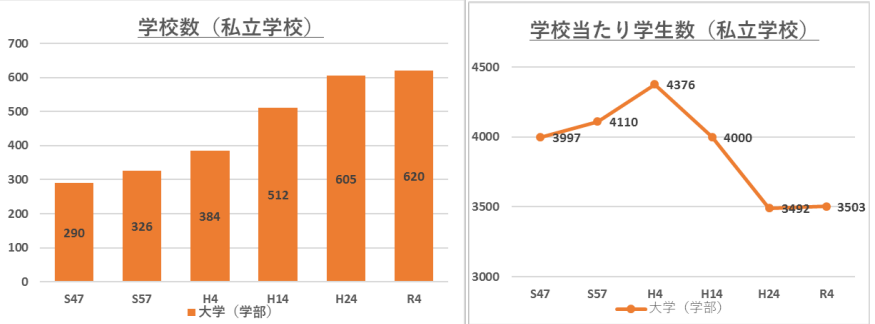
- 「多様な正社員」制度の活用促進のため、正社員の間においても就業の実態に応じて処遇等の均衡を考慮すべきことについて使用者に対し周知するとともに、無期転換後の労働条件を明示する場合においては、就業の実態に応じて均衡を考慮した事項について、当該労働者に説明が行われるよう、必要な措置を講ずる。  
[（前段）令和5年度上期措置、（後段）措置済み]
- 「多様な正社員」制度を活用している企業の事例について実態調査を行い、限定正社員の処遇等を含めた情報提供の充実を図る。  
[令和5年度措置]
- パートタイム・有期雇用労働法の施行状況について実態調査を行った上で、必要な措置を講ずる。  
[令和5年度検討、結論を得次第速やかに措置]
- 職業訓練や学び・学び直しの支援に関する研修を受講したキャリアコンサルタントによるキャリアコンサルティングの機会を提供する。  
[令和5年度措置]
- 多様な働き方に応じたキャリア形成支援に関するキャリアコンサルタント向け研修を新規開発・提供し、キャリアコンサルタントの専門性の向上を図る。  
[令和5年度措置]
- 中学生・高校生向けに「多様な働き方」や、その前提となる労働法の基本的な考え方に関する情報提供を強化する方策について検討し、必要な措置を講ずる。  
[令和5年度検討、結論を得次第速やかに措置]

# 3-3. 教育イノベーション促進のための大学等に対する「事後型の規制・制度」の充実

## 【現状と課題】

### (大学)

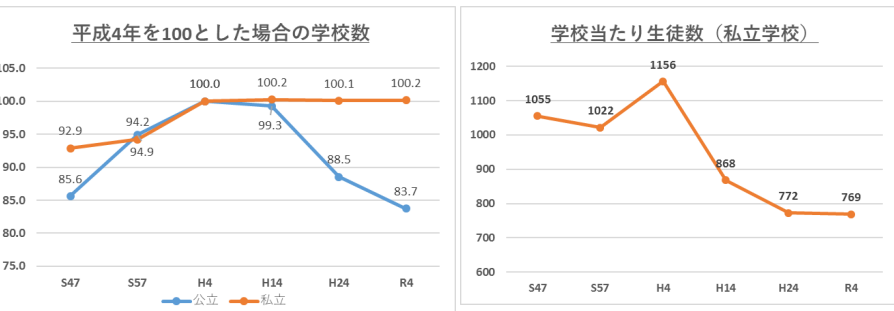
- 主に私大について、学校数の一貫した増加に対し、撤退等の事例はわずかで、経営の小規模化が考えられる。  
→ **参入に係る規制・制度は見直されてきたが、連携・統合や撤退に係る事後型の規制・制度に課題**



(※ 学校基本調査を基に内閣府規制改革推進室にて作成)

### (高等学校)

- 少子化に伴い公立学校の統廃合が進む一方、私立の学校数は横ばいで、経営の小規模化が考えられる。  
→ **参入に係る事前型の規制・制度の見直しが必要**



(※ 学校基本調査を基に内閣府規制改革推進室にて作成)

## 【今後の改革の方向性】

### (大学)

- 大学設置基準等の見直し **[令和5年度以降継続的に措置]**  
・大学設置基準によらない先進的な取組を可能とする **特例制度** について、**活用促進に向けた制度・運用の見直しの検討** 等
- 情報公開・事後評価 **[令和5年度措置(一部令和4年度検討開始)]**  
・ **オープンデータ整備**、比較可能な指標を設定したモニタリング、**網羅性・検索性・比較可能性を確保した大学ポートレートの整備**、**経営情報の公開の在り方について検討** 等  
・ **アウトカムを重視した認証評価**、**評価の妥当性のメタ評価**、**教育研究・経営の事後評価全般の妥当性検証** 等

### ○ 連携・統合及び縮小・撤退

#### **[令和5年度検討、令和6年度以降措置]**

- ・現行制度が各大学の判断や取組の後押しとして機能しているか等について、**以下の観点を踏まえ、調査研究を行うとともに在り方・プロセスの包括的な見直し**に向け検討  
① 経営者の行動変容を促す措置、② 経営に関するシミュレーション、③ 経営判断指標・基準値の設定、④ デューデリジェンスの在り方、⑤ 再建・撤退の判断基準の整備、⑥ 支援機関やスキームの整備

### (高等学校)

#### **[令和5年措置]**

- ・ **定員調整等の現状や公正な競争を実現する上での課題** について、関係機関の見解を踏まえ **実態把握** 等
- ・ **私立学校審議会の公正性・透明性** の一層の確保

# 3-4. 初等中等教育における

## 課題解決と教育イノベーションの両立による教育システムの変革

### 【現状と課題】

**(課題解決)**  
 ・教員の働き方改革等の社会課題の解決が急務  
 ⇒しかしながら、既存の制度（教育システム）が、課題解決の障害にもなっている。

	小学校			中学校		
	H18	H28	R4	H18	H28	R4
全勤務時間	10:24	11:02	10:34	10:52	11:18	10:47
うち、児童生徒の指導に係る業務 (割合%)	8:34 82.4%	9:09 82.9%	8:58 84.9%	8:54 81.9%	9:27 83.6%	9:07 84.5%
【参考】正規の勤務時間	7:45	7:45	7:45	7:45	7:45	7:45

(※ 教員勤務実態調査（平成18年度、平成28年度、令和4年度速報）を基に内閣府規制改革推進室にて作成)

**(教育イノベーション)**  
 ・教育イノベーションを促す施策を行っても、全国的に普及せず地域差も存在  
 ⇒ICTに通じた人材の確保等の「課題解決」が進んでいないことが、教育イノベーションに向けた取組の足かせになり、消極的な姿勢につながっている。



・**社会課題の解決に向けた取組を、教育イノベーションの促進に向けた取組を進める好機と捉え、それらを両立させる教育システムの再構築に取り組むべき。**  
 ⇒このため、教育システムの変革に向け、そのプロセスを意識しつつ、課題解決と教育イノベーションの促進を同時に図る制度・運用の見直しに取り組むことが重要

### 【今後の改革の方向性】

**教育現場の実態や課題の効率的かつ的確な把握**  
 ・教育現場の実態の的確な把握、教育現場の負担軽減の観点からの、調査の適切な実施

**[令和5年度以降継続的に措置]**

**情報技術の活用等による教育現場の創意工夫を通じた教育イノベーションの創出**

・情報教育等に関する教育コンテンツの充実、関係者が利用しやすい公開方法の検討

**[令和5年度措置]**

**教育に関する政策効果等の検証・評価の充実**

・対面型授業、遠隔授業等の教育効果の把握に向けた検討  
 ・教員に係る各種要素や入職プロセスと教育効果との関係の実証研究

**[令和5年度以降継続的に措置]**

**[令和5年度以降継続的に措置]**

**教育政策に関する評価結果や好事例の展開と活用拡大**

・特例制度の実施状況等を取りまとめたウェブサイトの作成  
 ・CBT（Computer Based Testing）システムの活用促進

**[令和5年度措置]**

**[令和5年度措置]**

**的確な評価や情報の展開を通じた教育システム変革**

・教員の負担軽減及び教育の質の向上のための、教員の適切な役割分担の実現に向けた検討（①教員等の業務の整理、②教員の負担軽減、③外部人材の活用促進、④学校組織マネジメント強化）

**[令和5年度措置]** 26

### 3-5. 里帰り出産を行う妊産婦の支援

#### 【現状と課題】

- 出生数が長期的にみて減少傾向が続く中、誰もが安心して妊娠期間を過ごし、出産できるような環境整備は急務。
- 妊産婦のうち約4分の1が住所地以外の自治体で里帰り出産を行っているが、里帰り先の自治体で妊産婦の情報を体系的に把握する手段がなく、行政支援につながらないといった課題などが山積。
- 里帰り出産を行う妊産婦の情報の自治体間連携、自治体と医療機関との連携、情報連携に当たっての情報システム  
△ の活用等を通じ、妊産婦の安心のために、**妊娠・出産・育児の切れ目のない行政支援につながる環境整備を迅速に推進する必要。**

#### 【今後の改革の方向性】

- こども家庭庁は、「伴走型相談支援」の継続的な実施に向け制度化を検討し、必要な措置を講ずる。あわせて、**出産後速やかなリスク評価の実施、医療機関や自治体が連携して必要な支援につなげる取組**を推進するための措置を講ずる。また、リスクアセスメントシートの周知・効果的な活用方法等を検討し、必要な措置を講ずる。  
**[令和5年度検討、令和6年度以降措置]**
- こども家庭庁は、**里帰り出産をする妊産婦に対して、産前・産後ケア等の情報を提供し、必要な支援が行えるようになるための環境整備**について検討を行い、必要な措置を講ずる。  
**[令和5年度上期措置]**
- こども家庭庁は、デジタル庁と連携して、**伴走型相談支援における相談記録等をマイナンバー法に基づく自治体間での情報連携が可能となるよう**検討を行い、必要な措置を講ずる。あわせて、**里帰り出産をする妊産婦について、自治体や医療機関との間での情報連携の在り方**について検討を行い、必要な措置を講ずる。  
**[令和5年度検討、令和6年度以降措置]**

# 4-1. 医療・介護・感染症関係の規制改革概要

人口構造変化や医療職の偏在を踏まえ、データ利活用など**デジタルヘルスの推進**（医薬品等の開発や予防・重症化防止による制度への負担減）、**タスク・シフト／シェア**（地域の関係職種への偏在対応）、**介護施設等の生産性向上等**を図る規制・制度改革を実施。

## デジタルヘルスの推進

### ● 医療等データの利活用法制等の整備

**医療等データの利活用を円滑化し、質の高い治療・ケア、医薬品・医療機器の開発、医療制度の持続性確保等に役立てるため、特別法など制度運用整備を検討。**

- 欧米同様に、データ取得時の同意のみに依存せず、データ利活用段階（診療・介護、創薬・研究等）で患者等のプライバシー保護等（保険料、雇用などでの差別、選別など患者への不利益措置禁止など）を徹底
- 診療現場で生まれ医療機関間で共有されるデータを仮名化し、創薬など公益性がある目的に限り、研究者、製薬会社なども円滑にアクセスできる情報連携基盤等の整備（システム、規律）

### ● NDBや公的統計データの利活用の円滑化・迅速化

**不当な個人識別への対応を提供データの精査によらず、利用者の認定や不適切な利用の自動検知、審査標準化等で実施。リモートアクセスを導入。**

- NDB（約240億件のレセプトデータ）：原則7日で提供（現在平均390日）
- 統計元データ（基幹・一般）：平均1週間で提供（R6年度、現在は1年以上も有）

### ● オンライン診療等の更なる推進

- 全国の公民館など身近な場所でのオンライン受診（現在はへき地に限定）
- 看護師によるオンライン健康相談（医師関与下で、年齢、BMIなどの属性や痛みの程度等を踏まえ一般にありうる要因の情報提供等）
- 要指導医薬品のオンライン服薬指導の実施に向けた対象範囲等の検討

### ● SaMD（プログラム医療機器）の開発・市場投入の促進

- 二段階承認制度導入による臨床投入迅速化  
※第一段階承認には必ずしも治験を前提としない（ただし、標榜も限定的）
- 保険の早期適用及び上市後の性能向上を点数に反映

### ● 母子保健、乳幼児医療など公費負担医療等の受診円滑化

- マイナンバーカードを利用した受給者証持参不要化、居住地外での立替払廃止

### ● その他（アウトカムベースの介護報酬制度の検討等）

## 医療関係職種間のタスク・シフト／シェア等

### ● 医師－看護師のタスクシェア

- 看護師に可能な包括的指示等の明確化等
- 特定行為の対象追加の検討
- 特定行為研修の修了者増に向けた研修方法改善（アウトカム評価導入（国関与）等）
- 更なるタスクシェアの検討（ナースプラクティショナーについて多様な意見に留意）

### ● 在宅での円滑な薬物治療の提供

- 夜間休日など医師が処方箋を円滑に発行できないケースへの対応
- 24時間対応薬局の整備、24時間対応薬局がない地域での円滑な薬剤提供体制の整備に向けた検討
- 在宅患者への円滑な点滴交換

### ● 調剤外部委託（安全性確保等に関する結論を踏まえ、制度の早期整備を検討）

## 介護施設等の生産性向上・処遇改善

### ● 各種介護施設のマネージメント向上

- 同一・隣接・近接する各種介護施設間の管理者の兼務範囲の拡大

### ● 診療報酬・介護報酬における常勤・専任要件等の見直し、ロボット導入等による生産性向上を促す措置の検討

### ● 医療・介護・保育分野の有料職業紹介事業への対応

- 3分野の全紹介事業者に対する集中的指導監督の実施、結果を踏まえた所要の措置の検討
- 市場の透明化（地域ごとの手数料平均・分布の可視化）
- 優良事業者認定基準強化（早期離職時の手数料返還）
- ハローワークごとの就職実績公表

### ● その他（障害福祉分野におけるローカルルールの見直し等）

# 4-2. 医療等データの利活用法制等の整備

医療等データの利活用を抜本的に円滑化し、質の高い治療・ケア、医薬品・医療機器の開発、医療制度の持続性確保等に役立てるため、特別法の制定など制度・運用を整備。具体的には、①欧米と同様に、データ取得時の「同意」のみに依存せず、データ利活用の段階で患者等のプライバシー保護などを徹底し(※)、②あわせて、医師のみならず、研究者、製薬会社等がデータに円滑にアクセス可能な情報連携基盤をシステム、ルール両面で整備。

※患者等のデータを医療機関等で共有(一次利用)し、また、当該データを仮名化し創薬など公益性のある目的に限定した利用(二次利用)を明示の同意なく可能とし、一方で、目的・利用方法の審査、利用停止請求、転々流通の禁止、差別等の不利益利用の禁止などを行う。なお、医療等データは電子カルテなど、出生から死亡までのデータであって、診療や介護等に一般的に有用と考えられるデータ。

## 現状と課題

患者等からの同意取得コストなどにより、データが病院内に停留、規格もバラバラ。他の医師に過去の受診状況を円滑に照会できない例も多く、また、研究者・製薬企業は必要なデータを手探りで特定し、個別に病院等と交渉する実情(米国では検査値などの巨大データベースをスタートアップなど誰でも利用可能)。

### 一次利用

- 本人の診療のための医療機関間でのデータ共有は依然として容易ではないケース有。
- 各地の地域医療連携ネットワークのカバー率は多くの場合人口比で数%程度と低迷。
- 黙示の同意などの工夫は一定の効果があるも外縁が不明確。なお、欧米は既に同意不要。

【参考】首都圏、大阪の代表的な地連NW

都道府県	登録者数	対人口割合
東京都	11,164	9.0%
神奈川県	2,212	0.8%
大阪府	9,434	3.4%

### 二次利用

- 医学研究や創薬等に利用し得るリアルワールドデータが少ない。
- 米国は非識別データを本人同意なく収集・利用可。EUは同意不要化を検討(EHDS規則案。昨年)。

【参考】臨床検査結果等を含むDBの日米の比較

	企業(データベース名)	規模(人)
日本	HCEI/RWD データベース	約2,440万
日本	JMDC医療機関データベース	約1,700万
米国	Marketscan Research Databases	約25,000万
米国	Premier Healthcare Database	約23,100万
米国	Clinformatics Data Mart	約18,000万

## 今後の改革の方向性

医療等データの利用像の全体(個別診療、創薬等)を俯瞰した制度(データガバナンス)及び情報連携基盤を構築。患者等がどこでも最適な治療・ケアを受け、また、創薬や研究にも活用され、その結果が治療向上につながる好循環を確立。 [R 5年度以降速やかに措置]

### 一次利用

- 診療等の目的に限り、必要なデータを医療職など限定された範囲で明示の同意なく提供する必要のあるとの指摘を踏まえ、明示の同意を必要とする範囲、不要とする場合の権利利益の保護策、共有停止の請求等の具体策を検討。

【参考】入口規制から出口規制へ(一次利用の場合のイメージ)

< 現行 >		< 将来イメージ >	
同意有	データ範囲の限定 無	同意無	データ範囲の限定 有
	提供先の限定 無		提供先の限定 有
	同意の撤回 無		オプトアウト(利用停止請求)

### 二次利用

- QOL向上に重要な役割を果たし公益性ある医学研究、創薬等のため仮名化したデータ(氏名等を削除)を本人同意なく利用可能にすることなど実効的な制度運用を検討。
- 差別など本人の不利益となる利用を禁止するなどプライバシー保護策や利用停止の権利付与などの論点を検討。
- (例) 遺伝子データを利用した就職、教育差別など(米国ではGINA法、EUではGDPRで禁止)。遺伝子データを利用した生命保険料の値上げなど。

### 情報連携基盤

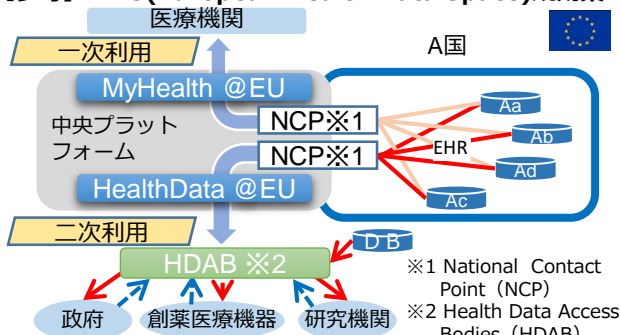
- 医療関係者(一次利用)、製薬会社、研究者等(二次利用)が必要な医療等データに円滑にアクセスし、利用できる公的な情報連携基盤を整備。
- 外部出力データの標準化の義務づけ(ベンダー等)やインセンティブ確保。
- オンサイトの拡充や電子カルテ情報交換サービスの整備等を通じて、一次利用されたデータの自動的な二次利用、検査値など一定のデータの公的収集を検討。

【参考】情報連携基盤のイメージ



※ 現在検討中の電子カルテ情報交換サービスでは2文書6情報が対象とされている。

【参考】EHDS(European Health Data Space)規則案



- 標準規格(ベンダーの義務)準拠のデータを収集・蓄積(分散管理)。
- EU域内の国から自己のデータにアクセスを可能(一次利用)。
- 政策立案、医学研究、創薬等の目的で個人の権利を侵害しない健康データを利用できる環境の整備(二次利用)。

※1 National Contact Point (NCP)  
※2 Health Data Access Bodies (HDAB)

# 4-3. NDBの利活用の容易化等／公的統計の調査票情報の円滑な二次的利用の確保

NDB（約240億件のレセプトデータなどを格納）や公的統計の元データはEBPMや医療政策の研究などに大きな可能性があるが、これまで個人の識別リスクを最小化するため、審査過程での提供データの限定作業などに時間（NDBは平均390日、統計も1年以上のケース）とコストを要し、十分に活用されない現状。このため、識別リスクには、（提供データの限定ではなく）自動検知プログラムや研究者などの人的資格認定によることでデータ提供期間を抜本的に短縮（原則1週間）。自宅等からのリモートアクセスにより研究環境も改善。

## 現状と課題

## NDB

- ・制度上「相当の公益性」を満たす業務に研究者等の利用が可能（高齢者医療確保法16条の2、不当な目的の利用等には罰則）。
- ・利用目的に必要最小限のデータを特定・抽出するため、申請からデータ利用開始まで平均390日（2年かかる事例も存在）。  
※注 提供データが必要最小限であることを抽出条件(SQL)の審査により担保。  
（例）新型コロナによる受診状況変化の研究→申請から1年以上を要するため断念
- ・その他
  - －製薬企業等からは「公益的な利用目的」の該当性が不明確との指摘。  
※注 経時的な追跡が可能であり、医薬品の安全性調査等に高いニーズ。
  - －閲覧可能な場所が限定（3カ所の国指定オンサイト施設等）

## 今後の改革の方向性

- ・リモートアクセスを実現し（来秋）、不適切利用（目的外利用、個人識別利用等）はプログラム検知することでデータ利用を迅速化（データ抽出を省略。安全性も向上）。  
→申請から利用開始までの期間を短縮、**原則7日**を実現。 [R 6年秋]
- ・「相当の公益性」を満たす業務には、特定の商品の宣伝目的を除く、研究開発や医薬品安全性調査などが広く含まれることを明確化。 [R 5年秋]

### 【参考】リモートアクセス

（特定の施設に限定せず、）研究室や自宅から国サーバーにアクセスし、分析・集計を行うことアクセス方式（データダウンロードは不可）。欧米で広く利用。



## 現状と課題

## 公的統計

- ・制度上「相当の公益性（学術研究等）」がある場合に研究者等に元データ（調査票情報）を提供可（不正目的の利用等には罰則）。
- ・提供データが「必要最小限」とされ（総務省ガイドライン）、審査に長期間と手間を要するケース（1年以上も）。  
※注 海外では政府による現金給付が現実にとどの程度の消費支出に充てられたかなど活発にEBPMに活用。
- ・データはDVDで提供（紛失・漏洩リスク有）。

### 【参考】公的統計の種別とその具体例

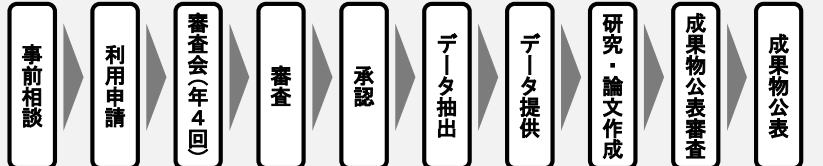
種別	具体例
基幹統計 (53)	人口動態統計
	国勢統計
	全国家計構造統計
	学校基本統計
一般統計 調査に基づく 統計 (203)	訪日外国人消費動向調査
	雇用動向調査
	国民健康・栄養調査
	中小企業実態基本調査

## 今後の改革の方向性

- ・審査の標準化・効率化のためマニュアルの作成（必要最小限性の運用方法、利用申出の様式の統一など）。なお、利用者（研究者、行政職員等）の資格認定等により識別リスクに対応。 [R 5年上期]
- 申請からデータ利用開始までの期間を（現行1年以上かかることもあるが）原則として令和6年度までに**平均1週間（かつ、遅くとも4週間）**に短縮（令和5年度は平均1月）。 [R 6年度等]
- ・各府省庁の利用申請の状況について総務省が一元的に工程管理。 [R 6年上期]
- ・並行して、**リモートアクセス**を令和5年度から導入。 [R 5年度]
- ・省庁横断的な審査体制の一元化を検討。 [R 5年度]

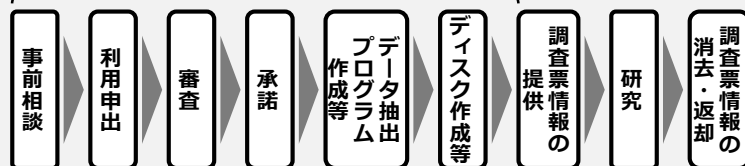
### 【参考】NDB取込データの提供プロセスのイメージ

平均390日 → **原則7日**



### 【参考】調査票情報提供の提供プロセスのイメージ

場合によって1年以上 → **平均1週間、遅くとも4週間**



## 4-3. 【参考】調査票情報のイメージ

0000123456	00001234561	02	202	3421	1	1975	03	05	03	003	01	00	01	5	1
0000123456	00001234562	02	202	3421	2	1977	07	05	03	003	01	00	01	5	6
0000123456	00001234563	02	202	3421	1	2005	04	05	03	003	01	00	01	2	7
0000123457	00001234571	02	208	3422	1	1950	11	08	01	006	02	02	01	3	8
0000123457	00001234572	02	208	3422	2	1955	04	08	01	006	02	02	03	3	8
0000123457	00001234573	02	208	3422	1	1980	07	08	01	006	02	02	01	5	1
0000123457	00001234574	02	208	3422	2	1985	02	08	01	006	02	02	01	5	2
0000123457	00001234575	02	208	3422	2	2010	10	08	01	006	02	02	01	1	7
0000123457	00001234576	02	208	3422	2	2012	12	08	01	006	02	02	01	1	7
0000123458	00001234581	47	201	3423	1	1940	01	03	02	002	00	02	01	3	8
0000123458	00001234582	47	201	3423	2	1945	12	03	02	002	00	02	01	3	8

ユニークキー  
(世帯、個人)

住所(都道府県、  
市区町村、町字)

性別

生年月

建物の階数  
住んでいる階

世帯の人数  
18歳未満の人数  
65歳以上の人数

国籍、  
学歴、  
労働力状態

※国籍 01:日本、02:韓国、03:中国、.....

学歴 1:小学、2:中学、3:高校、4:短大、5:大学、.....

労働力状態 1:仕事、2:家事的ほか仕事、3:通学のかたわら仕事、  
4:休職、5:求職、6:家事、7:通学、8:高齢

【出典】総務省において作成

※本資料に掲載のデータはダミーデータ



# 4-4. オンライン診療等の更なる推進

オンライン診療について、令和4年度から各種制約が大幅に緩和されたものの、現状は、デジタル機器の操作に疎い高齢者の利用は限定的。このため、受診場所に関する現行の制約（医療機関内か自宅に限定）について、自宅外、例えば、デイサービスや公民館でスマートフォンの使用法などのサポートを受けながらの受診も可能としてほしいとの声（地方団体、患者団体等）。

➡ 今般、へき地等では公民館等でオンライン診療を受診可能とされたことを踏まえ、全国への拡大等について引き続き検討。

## 1. オンライン診療の受診場所について

	新型コロナ前	令和4年4月～(恒久化)
初診可否	再診のみ(初診は離島・僻地において医師の急病時など限定的・例外的場合のみ可)	初診も対象(かかりつけの医師、それ以外の一定の医師) ※地理的限定も撤廃
対象疾患	限定(生活習慣病等)	制限なし ※急病急変は例外的に不可
実施方法	・診療先は30分内に通院可能な医療機関 ・同一医師が対面と組合せ ・件数制限(再診料等件数の1割以下)	制限なし
実施場所	・医療提供施設(診療所などの医療機関) ・居宅等(自宅、特養、職場※) ※オンライン診療指針に記載	- 同左 -

### 厚生労働省通知 (令和5年5月18日)

＜医療提供施設＞  
特例として、へき地等で、公民館等にオンライン診療のための医師非常駐の診療所を開設可能とする

＜居宅等＞  
記載なし

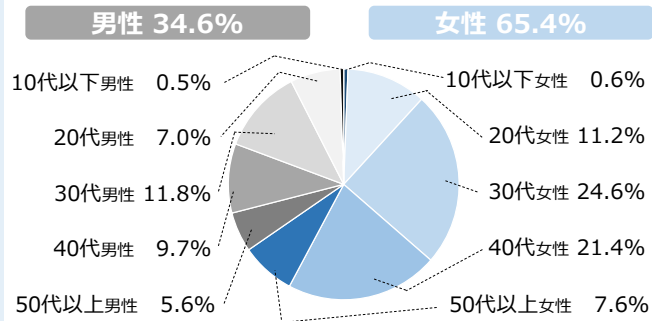
【委員意見】  
既にオンライン診療が可能な職場と同様に、デイサービスや学校等も例示して活用を図るべき

### 令和5年6月 実施計画

厚生労働省は、個別の患者が居宅以外にオンライン診療を受けることができる場所について明らかにするとともに、デジタルデバイスに明るくない高齢者等の医療の確保の観点から、今般へき地等において公民館等にオンライン診療のための医師非常駐の診療所を開設可能としたことを踏まえ、へき地等に限らず都市部を含めこのような診療所を開設可能とすることについて、引き続き検討し、結論を得る。

[ R 5 年措置 ]

＜参考＞ オンライン診療の年代別利用状況



【出典】LINEヘルスケアのデータを基に内閣府規制改革推進室作成

## 2. オンライン健康相談について

[ R 5 年度上期措置 ]

- 看護師による、アプリ等を使用したオンライン健康相談（医師関与下での、年齢・BMIなどの属性や痛みの程度等を踏まえた一般にありうる要因の情報提供等）での回答可能な範囲の明確化

＜参考＞ 休日・夜間の子供の症状にどのように対処したら良いのか、病院を受診した方がいいのか判断に迷ったときに、小児科医師・看護師に電話で相談が可能。  
子ども医療電話相談事業（#8000） 令和3年度相談件数：946,397件 【出典】厚生労働省HP「#8000相談件数」

## 3. 要指導医薬品のオンライン服薬指導について

- 要指導医薬品のオンライン服薬指導の実施に向けた対象範囲等の検討

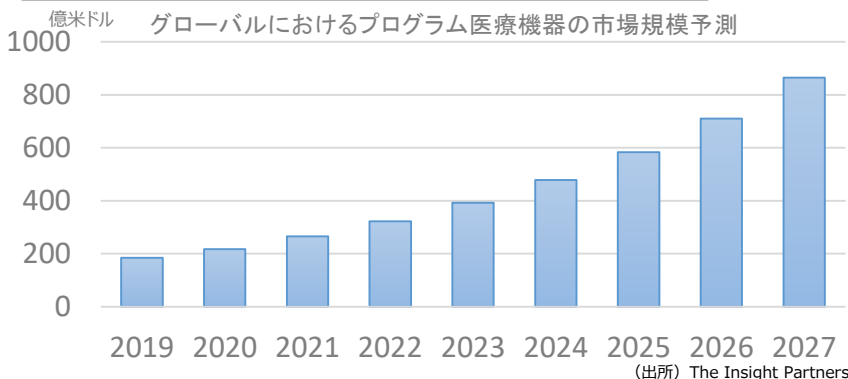
[ R 5 年度検討・結論、結論を得次第可能な限り速やかに措置 ] 32

# 4-5. SaMD(プログラム医療機器)の開発・市場投入の促進

- SaMD (プログラム医療機器) は、全国で高度な医療を可能とし、また、成長戦略の上でも重要(世界市場は年20%以上の伸び)。
- 今後数年で、SaMDの開発・市場投入が欧米と同程度以上となるよう制度を改革。スタートアップが多い産業特性にも留意。

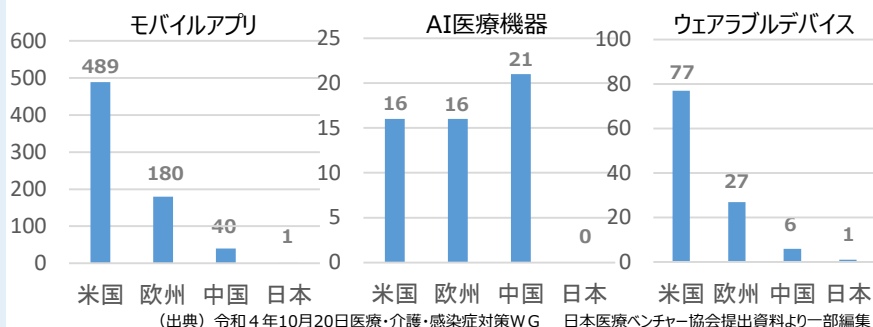
## 現状と課題

### SaMDのグローバル市場は毎年22%成長 (予測)



### 我が国の開発状況は諸外国と比して深刻な遅れがある。

臨床試験の登録状況 (2021年5月、ClinicalTrials.gov)



## 参考 海外制度

**ドイツ (DiGA)** ※フランスも2023年後半に同様の制度を導入予定 (報道)。

- 治療用アプリを対象に最低限の性能評価のみで迅速に仮保険償還が可能 (仮償還価格は事業者が決定※)。12ヶ月後の臨床データで本償還価格を決定。※高額との批判有。
- 2020年3月以降、157件の承認申請 (うち、仮登録は18件、本登録は15件)。※2022年12月7日時点。

## 今後の改革の方向性

### 【前提】

#### SaMDの独自性

- ソフトウェアであり、一般的には低侵襲
- 早期の臨床使用で性能向上 (機械学習等)
- 短いライフサイクル

【制度改革のポイント】 (下記の数字については事業者ヒアリングを踏まえたイメージ)

- ① 開発から使用開始までの早期化・低コスト化 (4-6年→最短1年~)
- ② 保険の早期利用※ (5-7年→最短1-2年)  
※事業者の選択に基づき保険外併用療養費制度の活用等。
- ③ 性能向上の保険点数への反映 [R5年度等]

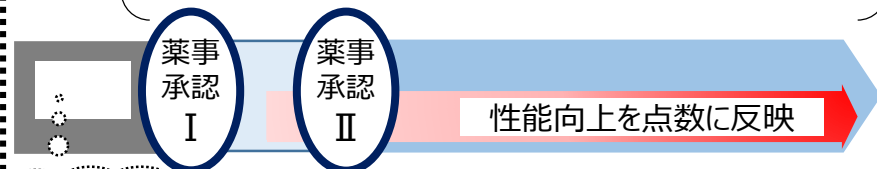
### 現行

「現場で使用できないので性能が向上しない」「性能が十分でないので使用が許されない」の二律背反状況。



### 今後

- 安全性+一定の有効性(第一段階承認※)で早期に使用可。
- 使用による性能向上を点数に反映。  
※第一段階承認後の市販後評価等を踏まえた第二段階承認において性能向上の標榜範囲を拡大。



非臨床試験のみも可 (最短1年~)

# 4-6. 母子保健、乳幼児医療など公費負担医療の受診円滑化

地方公共団体の行う医療費助成（公費負担医療（予防接種や健診を含む。））。法律に基づくものと独自助成が存在。）は、現状では、受診の際に、①受給者証の持参の手間や②居住地外では立替払いになるといった課題が存在する(※)。

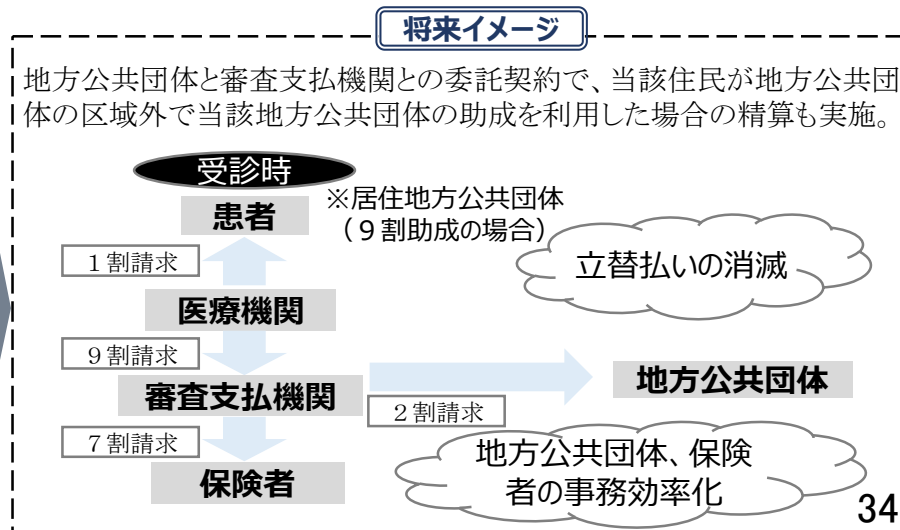
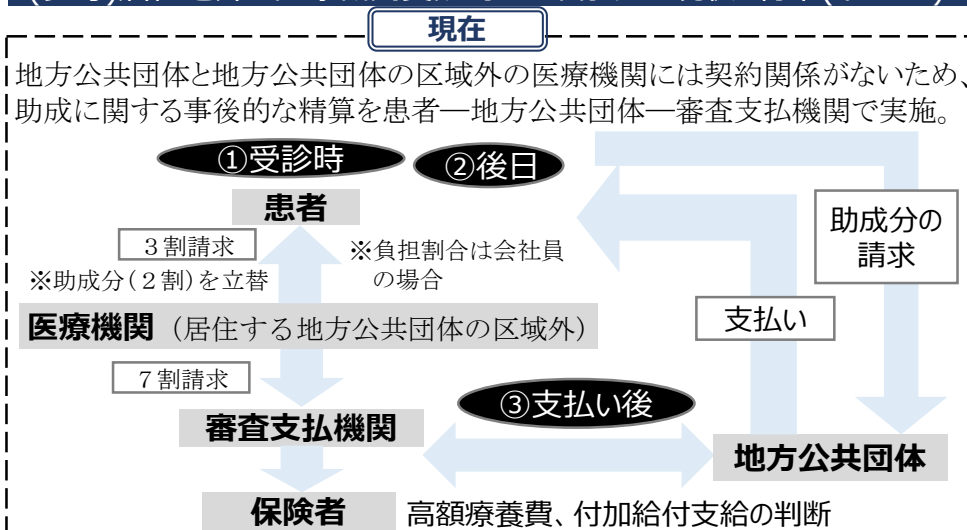
→A マイナンバーカードで資格確認を行う、B 審査支払事務を地方公共団体ごとではなく審査支払機関で行う、ことによって解決可能であることを踏まえ、法律に基づくものについては、患者等の利便性の観点から、特段の事情がない限り、前記A、Bを行う方向で検討し、必要な措置を実施。地方独自の医療費助成についても「同様の対応の要請」等を実施。

※ 地方公共団体や保険者にも事務負担が発生。

	マイナンバーカードによる資格確認	審査支払事務を審査支払機関に委託
法律に基づくもの (例:妊婦健診、予防接種など) (※)	原則資格確認の対象とする。	特段の事情がない限り、審査支払機関に委託する方向で検討、必要な措置[R 5年度検討・結論]。
地方独自助成 (例:乳幼児医療、ひとり親家庭等医療、重度心身障害者医療など)	実証事業を実施し課題を抽出[R5年度]。 システム構築に着手[R 5年度]し、原則資格確認の対象とするよう要請。	優先順位付けを実施[R 5年度]し、その後審査支払機関への委託の拡大を含めた必要な取組の実施。

※ 感染症、難病なども法律に基づく公費負担医療であるが、事実上、既に、地方公共団体から審査支払機関への委託がほぼ行われている。

## (参考)居住地外の医療機関受診時の立替払いの現状と将来(イメージ)



# 4-7. 医療関係職種間のタスク・シフト／シェア等

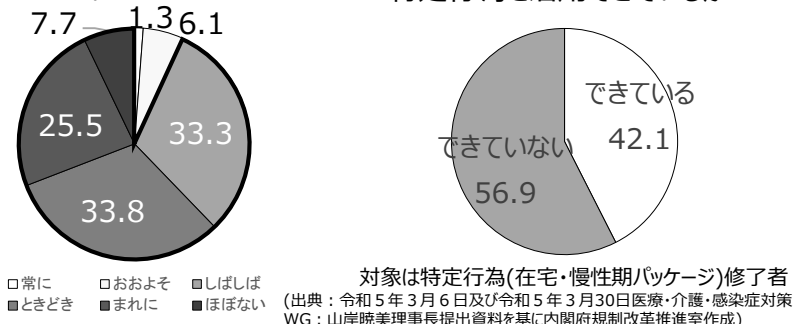
今後の、生産年齢人口の減少、過疎化等により各地域で医療関係職が不足する中で、高齢者等が最適なタイミングで必要な医療を受けることができるようタスク・シフト／シェアを推進。

## 現状と課題

## 今後の改革の方向性

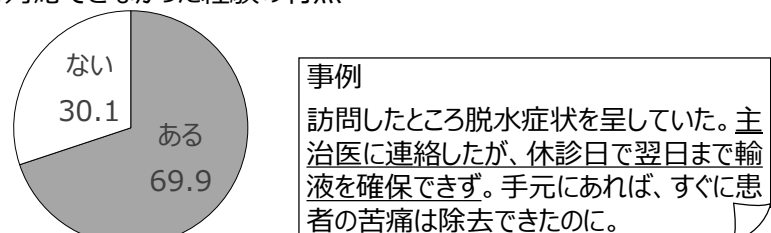
### 地域医療での医師－看護師のタスクシェア（現状）

患者・利用者の急変時、すぐに主治医と連絡が取れない頻度  
在宅医療・ケアの現場で、特定行為を活用できているか



### 在宅医療における薬物治療（現状）

訪問看護師の手元に薬剤や輸液がないことで、患者・利用者の急変に即時対応できなかった経験の有無



※注 人口の状況別の回答は以下のとおり。  
都市部・市街地…(ある)65.8 (ない)34.2  
人口減少地域…(ある)80.2 (ない)19.8  
過疎地…(ある)98.4 (ない)1.6

(出典：同上)

### 「薬剤師による点滴交換等」を必要とするケース

#### 事例

当初、病院内の調剤により皮下持続注が導入された患者で、継続の薬剤は薬局側で調剤という指示があった。医師より、残量が少なくなってきたため処方当日に薬剤交換してほしいと打診を受けた。ただ、当日は訪問看護師とのスケジュール調整ができず、結果として処方の翌日14時に看護師が再度訪問し交換対応するという形になった。

(出典：令和5年3月30日医療・介護・感染症対策WG資料1-3：スギメディカル株式会社提出資料)

### 《地域医療における医師－看護師のタスクシェア》 [R5年度等]

- ・在宅医療において、看護師が医師の包括的指示を受けて行い得る行為の明確化(※)のため、現場ニーズを踏まえ、包括的指示の例を作成。
- ・地域医療において、虚弱高齢者の生活評価などについて、医師－看護師の適切な連携のもとに円滑な対応の具体例を提示。
- ・特定行為研修の改善（アウトカム評価の導入や短期集中形式(※)以外の履修方法）。
- ※ 現状では長期間(5ヶ月～2年)かつ費用(50～100万円程度)を要する。
- ・特定行為の拡充の検討。
- ・更なる医師－看護師のタスクシェアを推進するための措置の検討。
- ※ ナース・プラクティショナー制度についての多様な意見に留意。

### 《在宅医療における円滑な薬物治療の提供》 [R5年度等]

- ・在宅患者が適時に必要な薬剤を入手できるよう、包括的指示を受けた看護師など(※)が必要時に医師と連絡がつかない事例等を踏まえて必要な対応を検討。
- ※D to P with Nのオンライン診療で医師が円滑に処方箋を発行できないケースなど。
- ・地域の薬局において、夜間・休日を含む24時間対応が可能となるよう、輪番制の導入等を実施。24時間対応薬局がない地域について円滑に薬剤を提供する体制の整備に向けて必要な対応を検討。

### 《在宅患者に対する円滑な点滴交換等》 [R5年度等]

- ・左記事例などについて、薬剤師による当該事例への対応について提案があったことを踏まえ、訪問看護師による課題の解決可能性などについて必要な調査を行い、実効的な対応策を検討。

### 《在宅医療を提供する環境の整備》 [R5年度上期]

- ・医療アクセスが困難な地域における診療所からの往診範囲（現行16km）について、更なる整理・周知。
- ・診療所の管理医師の常勤要件の更なる整理・周知。

## 4-7. 【参考】医療現場に関する現状の課題(主な事例)

### 訪問看護師の手元に薬剤や輸液がないことで、患者・利用者の急変に即時対応できなかった事例

(出典：3月30日医療・介護・感染症対策WG資料1-1-1：山岸暁美理事長提出資料)

- 脱水症状にて点滴の指示出たが、輸液を取りに行く往復の時間、利用者は待つのみ。その間3時間。
- 38度台の発熱、家人からの感冒症をもらったものと推測。しかし、家人が処方された解熱剤はロキソニン。利用者は腎機能悪く、カロナールの処方を主治医に依頼。処方が出たが、薬局が24時間対応ではないので、翌日まで待つこととなる、というようなことが頻繁に起こる。
- 訪問したところ脱水症状を呈していた。主治医に連絡したが、休診日で翌日まで輸液を確保できず。手元があれば、すぐに患者の苦痛は除去できたのに。

### 「薬剤師による点滴交換等」を必要とする具体的な事例

(出典：3月30日医療・介護・感染症対策WG資料1-3：スギメディカル株式会社提出資料)

- 当初、病院内の調剤により皮下持続注が導入された患者で、継続の薬剤は薬局側で調剤という指示があった。医師より、残量が少なくなっているため処方当日に薬剤交換してほしいと打診を受けた。ただ、当日は訪問看護師とのスケジュール調整ができず、結果として処方の翌日14時に看護師が再度訪問し交換対応するという形になった。
- 急激な疼痛コントロールの悪化でレスキュー使用回数が増加（PCAを押す回数が増加）し、主治医より Dose UP の指示と当日中の調剤およびポンプの交換依頼が薬局薬剤師に出された。指示が出た時間はすでに夕刻であったが、薬局薬剤師ではポンプ交換が出来ないため、訪問看護師と連絡を取り合い、調剤が終わり次第、同時に患者宅へ向かうこととなった。結果として、処方せん発行後、薬剤師および看護師が訪問するまで約2時間を要した。

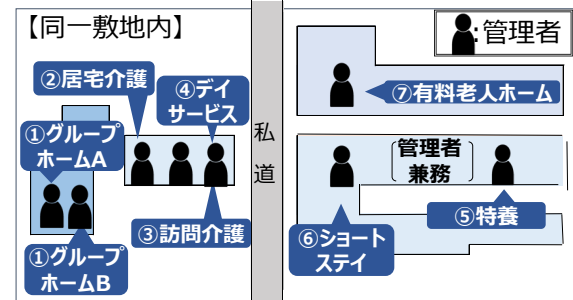
# 4-8. 介護分野の人員配置基準の見直し／障害福祉分野における手続負担の軽減等

生産年齢人口が減少する中、介護、障害福祉サービスなどの事業所の合理的な運営を可能とするため、優秀な管理者による複数施設のマネジメントを可能とするとともに、障害福祉分野のローカルルール廃止、科学的介護の推進に向けた制度・規制改革を実施。

## 介護サービスにおける人員配置基準の見直し

### 現状と課題

管理者は同敷地内あるいは近隣の他事業所との兼務が不可（専従規制、常勤規制）



【出典】医療・介護・感染症対策ワーキンググループ（R4年10月20日）全国老人福祉施設協議会提出資料を基に内閣府規制改革推進室作成

### 今後の改革の方向性

サービス種別に関わらず、同一・隣接又は近接の敷地に所在する複数の事業所について、管理者が兼務可能な範囲の見直し等を検討。

[R5年度]

## 障害福祉分野における手続負担の軽減

### 現状と課題

#### バラバラ様式 紙で郵送・持参



- 申請手続等の書類の様式等が地方公共団体ごとに異なる。
- 介護サービスと障害福祉サービスを同一の高齢者に提供する際、各サービスで内容が重複した書類を作成する必要。
- 書類の提出の際、紙の持参が要求される場合有。

### 今後の改革の方向性

#### 共通様式 デジタル化



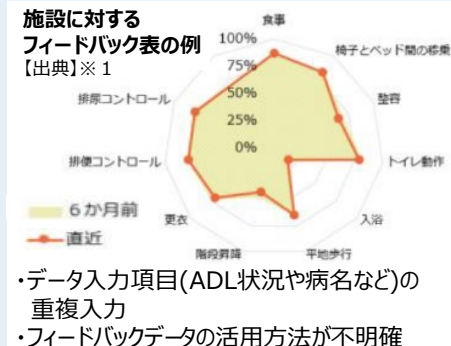
- 事業所が、標準様式等を用いて申請手続等を行うための法令上の措置の検討。[R5年度]
- 標準様式等について、介護サービスと可能な限り共通化。[R5年度]
- 手続の電子化・ワンストップ化に向けたシステムの整備を検討。[R6年度]

## 科学的介護の推進とアウトカムベースの報酬評価の拡充

### 現状の課題

科学的根拠に基づく介護の実現に向け、LIFE（科学的介護情報システム）が令和3年に開始され、介護内容の情報が全国から収集。現場での入力負担の課題もあり、フィードバックデータの活用は道半ば。

#### LIFEの課題



- ・データ入力項目(ADL状況や病名などの)重複入力
- ・フィードバックデータの活用方法が不明確

※1 第1回介護情報活用ワーキンググループ（R4年9月12日）厚生労働省提出資料

※2 社保審介護給付費分科会（R2年8月27日）厚生労働省提出資料

#### 介護報酬の構造

【出典】※2

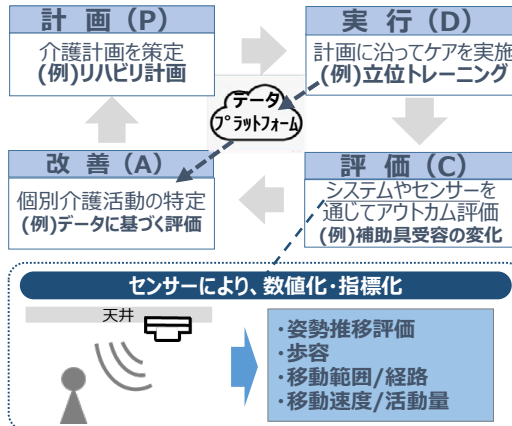
要介護1 638 単位	要介護2 705 単位	要介護3 778 単位	要介護4 846 単位	要介護5 913 単位
-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------

・現在の介護報酬制度は人員配置や作業の評価が中心。ADLなどアウトカム評価(※)は限定的(施設経営にアウトカムが動機付けされにくい)  
→科学的介護の進展を踏まえ、アウトカムベースに移行の必要性が指摘。

※ ADL維持等加算(評価期間の中でADLの維持・改善を施設単位で評価)等

### 今後の改革の方向性

LIFEの入力負担の改善に加え、個別事業者による先端的な取組(※)も踏まえ、LIFEをアップデート。並行して、アウトカム評価を介護報酬に反映できるような仕組みを構築。※センサー等を利用したインプット→アウトカムのPDCAなど



- LIFE入力項目等の見直し [R5年度]
- 先進的な事業者の取組を踏まえた、LIFEの項目見直し [R5年度等]
- 介護報酬におけるアウトカム評価の在り方について検討。センサーを利用したPDCAサイクルの構築。(例: ADL、排尿・排便) [R9年度等]

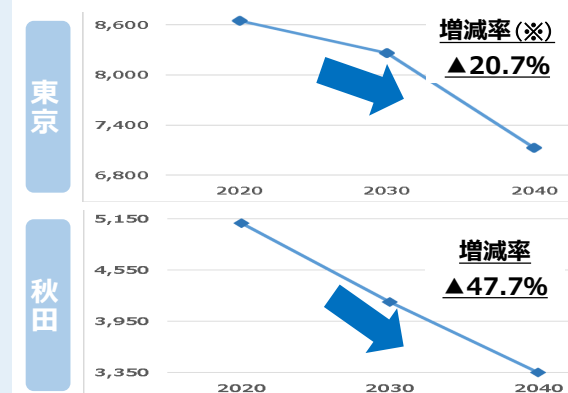
# 4-9. 報酬制度における常勤・専任要件等の見直し／有料職業紹介事業への対応

医療や介護分野等の人手不足は今後さらに厳しい状況が見込まれることも踏まえ、報酬制度（診療報酬、介護報酬）において、フルタイムで勤務困難な方の活躍やロボット導入等による生産性向上を促す。また、職業紹介事業者（以下、「紹介事業者」という。）に支払う手数料負担が早期離職の多さと相まって大きく（※1）、賃上げやICT投資が困難となる（それが更なる人材不足となる。）悪循環に対応し、悪質な紹介事業者に対する集中指導監督、市場の透明化、優良事業者認定基準（※2）の強化、ハローワークの機能強化等を行う。

※1 施設あたりの収益が全国平均435万円に対し、1施設（ただし都内のみ）あたりの手数料支払総額は495万円。

## 背景

### 【生産年齢人口】 ※2010年対比 【出典】※3



### 【医療・福祉職の有効求人倍率】 【出典】※4

	2013	2021
全分野	0.83	1.03
介護	1.83	3.60
社会福祉分野（※）	1.38	2.88
看護師	2.72	2.04

※保育士、ケアマネージャー

### 【6ヶ月以内の離職率】 【出典】※5

	紹介事業者 経由	紹介事業者 経由以外
医師	19.0	3.6
看護師	23.1	12.0
介護職員	38.5	25.6

## 現状と課題

### 【常勤・専任を求める報酬項目】

#### 介護報酬 栄養マネジメント加算

→常勤管理栄養士を1名以上配置し、入居者ごとに栄養ケア計画を作成し、継続的な栄養管理を行うことが要件

#### 診療報酬 認知症ケア加算

→認知症患者の診療について経験を有する専任の常勤医師が要件

### 【現行の報酬制度の課題】

ロボット活用による必要人員減病棟の看護師数  
→報酬減となるため、導入インセンティブが乏しい

### 【職業紹介業における介護分野等の特殊性】

【出典】※6	介護分野	全分野
手数料 上昇率 (5年間)	<b>185.9%</b> (263千円 → 489千円)	<b>134.9%</b> (622千円 → 862千円)
早期 離職率	・A社： <b>33.5%</b> (介護士、看護師) ・B社： <b>16.4%</b> (介護士、保育士)	・C社： <b>2.8%</b> (不動産、営業) ・D社： <b>7.4%</b> (会計士、税理士)

### 【事業者からの指摘】

- ・お祝い金制度で転職を勧めるなど悪質な紹介事業者が依然として多数存在。
- ・相場が分からないので高値掴みしてしまう。
- ・早期離職しても返戻金がない。
- ・ハローワークでは十分な人数を紹介いただけない。

## 今後の改革の方向性

### 報酬制度における常勤・専任要件等の見直し

- ・常勤又は専任の有資格者の配置要件等について、柔軟な働き方の支援の観点から、必要な検討を実施 [R5年度]
- ・センサー等のロボット等の導入を通じた生産性向上が促されるよう、必要な措置を検討 [R5年度]

### 有料職業紹介事業等の制度の見直し

- 《集中的指導監督の実施》 [R6年度等]
- ・（許可更新時期に限定せず）3分野の紹介事業者に対し集中的指導監督を実施（※）。また、その結果を踏まえ所要の措置検討。  
※ 顧客（介護施設等）に対する調査等も併用し、調査の実効性を確保

- 《市場の透明化》 [R5年度]
- ・実勢手数料の平均値及び分布、離職率について地域ごと及び職種ごとに毎年度公表
- ・離職者数の公表期間を、2年から5年へ延長

- 《適正事業者認定制度の改善》 [R5年度]
- ・6ヶ月以内の離職の場合に相当額の手数料の返還を行うことなど認定基準強化

- 《ハローワークの機能強化》 [R5年度]
- ・ハローワークごとの職種別の就職実績を毎年度公表

※1 厚労省「令和2年度介護事業経営実態調査結果」、社会福祉法人経営者協議会「福祉人材の確保・育成・定着に関する調査結果報告書」

※2 「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度」

※3 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

※4 厚労省「一般職業紹介状況」令和4年12月

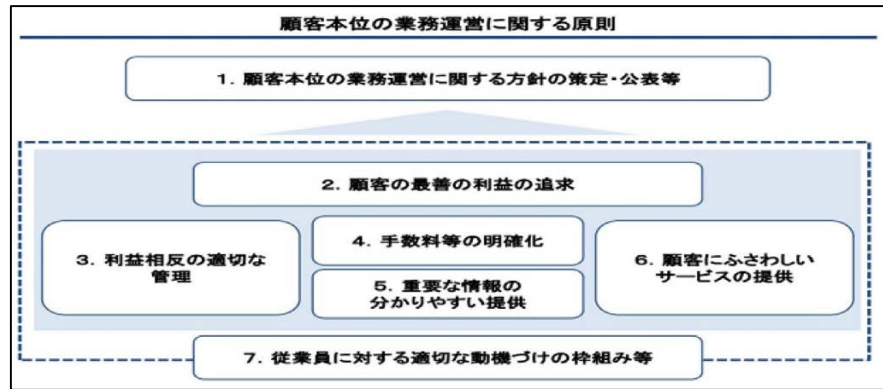
※5 厚労省「医療・介護分野における職業紹介事業に関するアンケート調査」令和元年12月

※6 厚労省「職業紹介事業報告書」、人材総合サービス総合サイト

# 5-1. 共済事業における顧客本位の業務運営の取組等

## 【現状と課題】

- 農業協同組合法、水産業協同組合法、消費生活協同組合法、中小企業等協同組合法の各法律に基づく協同組合等において共済事業が実施されているが、推進目標の達成を動機とする不祥事件が発生している。
- 各協同組合は、それぞれの法律を所掌する省庁等が監督指針等により指導・監督を行っているが、取り扱う共済商品の販売対象の範囲や営業推進態勢の強度など、監督を行う行政庁がリスクを的確に把握するため、総点検を行う必要がある。
- また、民間保険会社においては、顧客本位の業務運営の取組が推進されており、保険と同様の共済事業を実施する各協同組合においても、現行の取組状況等を踏まえ、積極的に取り組むことを促していくべきである。



【出典】金融庁HP「顧客本位の業務運営に関する情報」

## 【今後の改革の方向性】

- 農林水産省は、全国共済農業協同組合連合会や各農業協同組合が実施している総点検運動や、定期的な検査等を活用して、適切なモニタリングを実施し、必要な指導・監督を行うとともに、適切かつ自律的なコンプライアンス・ガバナンス態勢の構築を図る。また、顧客本位の業務運営の取組に積極的に取り組むよう促すための方策を検討し、必要な措置を講ずる。 **[令和5年度措置]**
- 厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省は、協同組合（農業協同組合を除く。）が実施する共済事業について、定期的な検査等を活用してリスクを的確に把握するための点検を実施するとともに、状況に応じた顧客本位の業務運営の取組に積極的に取り組むよう促す。また、点検結果を踏まえ、必要に応じて、行政庁としての監督の実効性を向上させる取組を検討し、必要な措置を講ずる。 **[令和5年度措置]**



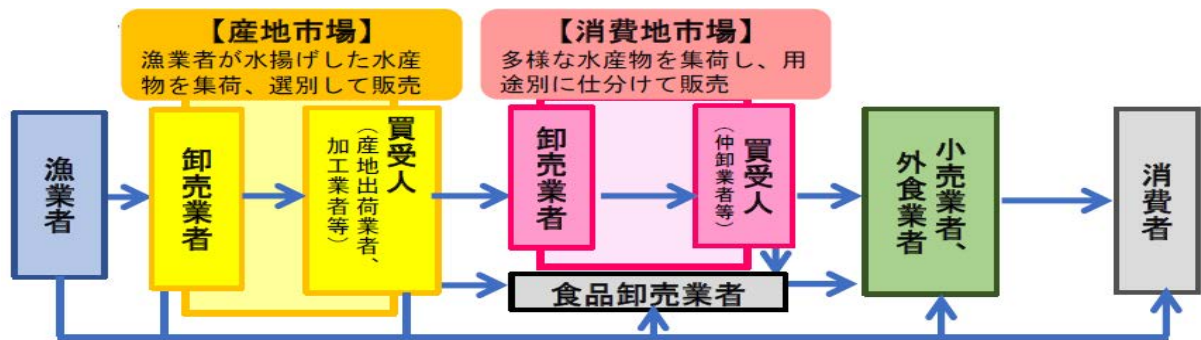
# 5-2. 卸売市場の活性化に向けた取組

## 【現状と課題】

- 卸売市場は、食品流通の中で集荷・分荷、価格形成、代金決済等の調整機能を果たしており、食品等の流通の核として生鮮食料品等を供給する役割を果たすことが期待されている。また、農林漁業者の所得を向上させるとともに、消費者ニーズに的確に応えていくためには、新たな需要の開拓や付加価値の向上に取り組むことが重要である。
- そのためには、気候変動、人口高齢化、食やライフスタイルの多様化、DXなどの技術革新といった、外部環境の変化に適切に対応していくことが必要であり、円滑な世代交代や、多様な能力を持つプレイヤーの新規参入等を促進させることが重要である。

## 【今後の改革の方向性】

- 卸売市場が抱える課題に対応するため、多様な能力を持つ市場参加者が活躍できる環境づくりなど目指すべき姿の実現に向けた取組を検討・措置する。 【令和5年度措置】
- 新規参入時に、既存事業者の推薦や同意を求めることが、独占禁止法上問題となるおそれがあることについて、開設者等に通知し、卸売市場の運営に係る実務的ルールの実態調査を行い、結果を農林水産省ホームページにおいて公表を行う。また、調査結果を踏まえ、実務的ルール等の見直しの検討・取組を開設者に促す等の措置を講ずる。 【通知は措置済み、実態調査は令和5年上期措置、公表や措置は令和5年度措置】
- 食品等の取引の適正化を図る観点から、卸売市場における市場関係者の取引に関する実態調査を行い、調査結果を踏まえ、必要な措置を講ずる。 【実態調査は令和5年措置、措置は令和5年度措置】
- 産地卸売市場の統廃合等の取組を支援するにあたって、独占禁止法上問題となるおそれがないなど適法な買参人等の新規参入ルールであることを要件に加えるとともに、ルール公表を促進する措置を講ずる。 【措置済み】



【出典】第1回地域産業活性化WG(令和4年12月2日開催) 資料2(水産物に関する産地市場、消費地市場の目指すべき姿)より抜粋

## 5-3. 農協改革の着実な推進

### 【現状と課題】

- 農協の自己改革については、各農協において、自己改革に関する方針の策定等、具体的な行動が実施され、着実に取り組まれていることは評価できる。
- 一方で、農業所得の増大等に向けて、これからの農業生産の主力となる担い手経営体の声をより積極的に取り入れる等の改革の取組の深化・発展が引き続き必要。

### 【今後の改革の方向性】

- 自己改革実践サイクルにおいて、農協及びJAバンクが自己改革の取組を自律的に深化・発展させるべく、経営体制の実効性向上、定量的な進捗状況把握、担い手経営体に対する取組強化、オンライン・デジタル技術の活用等の重要性を踏まえて、好事例の横展開も含めて、農協及びJAバンクへの助言及び指導・監督等を行う。

[令和5年度以降継続的に措置]

## 5-4. 農協における適切なコンプライアンス・ガバナンス態勢等の構築・実施

### 【現状と課題】

- 農協において、共済事業におけるノルマの強要や自爆契約、また、不要な物品購入や自社サービスの利用に関する誓約書を求める等の、不適切な事案の報道があり、適切なコンプライアンス・ガバナンス態勢の構築と実施が優先的に対処すべき組織課題となっている。

### 【今後の改革の方向性】

- 農協におけるコンプライアンス・ガバナンス態勢の構築を図るための方策を検討し、必要な措置を講ずる。
- ノルマ達成のための商品購入や雇用契約を背景としたサービス利用等の強制は公序良俗違反や不法行為となる可能性があることの周知や、労働関連法規やハラスメント防止等に係る研修等を行う。

[令和5年度措置]

# 5-5. 適切な水産資源管理の推進

## 【現状と課題】

- 令和5年度までに漁獲量の8割をTAC管理することが、資源管理の目標。目標と具体的な行程を示すため、「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」が策定され、スケジュールを公表。スケジュールと検討部会等の開催状況を比較し遅れがみられる。
- 漁業法違反である太平洋クロマグロの漁獲量未報告事案が発生。太平洋クロマグロが水揚げされる主要な港等の現場確認から判明した問題点を踏まえ、漁獲や流通に係る監視や制度の在り方も含め、再発防止や管理強化を検討していく必要がある。
- SDGsの観点から、小売大手企業等は、IUU(違法・無報告・無規制)漁業由来の水産物の排除や持続可能な調達のため、持続可能な調達原則や方針等を策定する等の取組を実施。しかし、民間企業の自助努力だけでは限界があることが確認された。

● 検討のプロセスは、「公表」⇒「検討部会」⇒「SH会合」⇒管理の実施という流れが基本。

- ①「公表」…資源評価結果が公表されるタイミングを示す。
- ②「検討部会」…資源管理手法検討部会の開催のタイミングを示し、ここでは論点や意見の整理を実施。
- ③「SH会合」…資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の開催のタイミングを示し、ここでは従来のTAC魚種と同様に、MSYベースの資源管理目標やそれを達成するための漁獲シナリオの議論を行うとともに、新たにTAC管理を行うにあたっての課題解決について議論。
- ④「水政審」…水産政策審議会資源管理分科会の開催のタイミングを示し、ここでは新規TAC魚種を追記した資源管理基本方針案を諮問・答申。



【出典】第7回地域産業活性化WG(令和5年5月18日開催) 資料1(TAC魚種拡大に向けた検討プロセス)より抜粋

## 【今後の改革の方向性】

- 令和5年度までに漁獲量の8割をTAC魚種とする目標を達成するための取組を行う。 [令和5年度措置]
- 太平洋クロマグロの漁獲量未報告事案等を踏まえた水産資源の管理の在り方について、太平洋クロマグロが陸揚げされる主要な港等の現場確認から判明した現状の主な問題点等を踏まえて、太平洋クロマグロの漁獲や流通に係る監視や制度の在り方も含め、再発防止や管理の強化を検討し、必要な措置を行う。 [令和5年度検討、遅くとも令和7年度までに措置]
- IUU漁業対策に関する国際的な取組等を踏まえて、消費者、流通業者、漁業者等の関係者において、資源管理の必要性に関する理解を深めるなど、適切な資源管理を進めていくための環境づくりとともに、消費者が安心して購入できる水産物を届けるために民間企業が行う持続可能な調達におけるIUU漁業由来の水産物を取り扱わない方針を円滑に実現するための推進方策について、検討し、必要な措置を講ずる。 [令和5年度検討、可能なものから速やかに措置]

# 5-6. 改正漁業法の制度運用（漁業権の免許）

## 【現状と課題】

- 漁業者の人口が減少する中、漁業権が設定されているが有効に活用されていない漁場や漁業権が設定されていない漁場もみられ、水産業を活性化させるためには、未利用漁場の有効活用を図り、漁業・養殖業における新規参入や漁場の規模拡大を促進するなど、海面の有効活用を一層図ることが重要である。
- その趣旨が「海面利用制度等に関するガイドライン」で明らかにされ、漁場を適正かつ有効に活用しているかの判断を行う際、確認すべき項目を示したチェックシートが作成され運用が開始されているが、未利用漁場が有効活用されていない懸念がある。

## 【今後の改革の方向性】

- ガイドラインのチェックシートにおける有効の判断基準について、定量的なデータも含む客観的な証票類や現地調査の結果等に基づき判断し、客観的根拠がない場合は、有効の判断基準を満たさないものとみなすよう指導等を行う。 **【令和5年上期措置】**
- 組合員資格要件について、漁民の場合、交通事情や漁業者の居住実態等の周辺環境の変化を踏まえ必要に応じて広げるなど柔軟な運用となるよう、都道府県に通知を行う。法人の場合、地区内に住所ではなく事業場を有するのみでも組合員資格要件を満たすことについて、都道府県に対し漁協を指導する旨助言する。また、漁業権行使規則について、交通事情や漁業者の居住実態等の周辺環境の変化を踏まえ実態に即して柔軟な運用となるよう、都道府県に通知を行う。 **【令和5年上期措置】**
- 漁協の組合員加入について、世襲以外の新規加入を認めないこととなっていないか等、適切な組合員資格審査の制度運用がなされるよう、都道府県に対して指導する。 **【令和5年度措置】**

・ 「適切かつ有効」に活用とは、漁場の環境に適合するように資源管理や養殖生産等を行い、将来にわたって持続的に漁業生産力を高めるように漁場を活用している状況をいう。

・ 「適切かつ有効」に活用されているか否かについては、単に生産金額や生産数量、組合員行使権者数のみをもって判断することは適当ではなく、漁業権又は組合員行使権の行使状況、漁業権に係る漁場の現況及び利用の状況、その漁場の周辺における漁場利用の状況、法令遵守の状況等の事情を総合的に考慮することが適当と考えられる。

### 【適切な判断基準の具体例】

- ① 漁業関係法令を遵守している
- ② 漁具の使用・設置状況や薬品の使用状況が適切である
- ③ 漁場紛争が起きていない又は起きた場合でも漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組んでいる
- ④ 資源管理を適切に実施している
- ⑤ 漁場改善計画に基づく取組が行われている

### 【有効の判断基準の具体例】

- ① 操業や養殖が可能な期間を相当程度利用している
- ② 養殖密度等が周囲の漁場と同程度である、あるいは飼育状態を合理的に説明できる

## ローカルルールの見直し

ローカルルールとは 法令によって定められた全国一律に適用されるナショナルルールとは異なる、**特定の地域に固有のルール**

### 現状と課題

地域独自の行政上のルール (ローカルルール)

★地域の実情に応じた独自の政策実現を可能に！

一方で…

広域活動する国民・事業者にとっての**負担**となっている。

※ 特に、手続の「書式」「様式」の違い → 民間・行政の双方にとって**デジタル化の阻害要因**

規制改革推進会議において **ローカルルール見直しに係る基本的考え方** をとりまとめ

### 今後の改革の方向性

“分権化すべきは政策であって、行政手続のすべての分権化が一律に認められるべきではない”  
という考え方の下、

- **合理的な理由なく国民や事業者に過大な負担を課す行政手続上のローカルルール**
- **法令に違反するローカルルール**
- **地域的差異を設けることが合理性に乏しいローカルルール**

→ これらを「不適切なローカルルール」とし、右記の「取組方針」に則り改革を実施

### 取組方針

#### (1) 既存制度

国民・事業者から指摘のあるローカルルールのうち、規制改革推進会議において、以下に該当するものを優先的に調査審議

**基準1** → **書式・様式の統一**（可能な限り全国的に統一すべきと指摘があるもの）

**基準2** → **システム・データベースの標準化**（システム設計・データ設計の標準案・ガイドラインを示すべきと指摘があるもの）

**基準3** → **全国共通の取扱い・情報提供**（全国共通の取扱いにすべきか検討すべきもの、及び独自ルールの内容を公開すべきと指摘のあるもの）

#### (2) 新施策等

国による新施策の導入時等は、法令所管省庁において、新たに不適切なローカルルールが発生しないように取り組む

#### (3) フォローアップ

解消に向け、法令所管省庁及び規制改革推進会議において、必要な措置を継続的に実施。

**保育所入所時の就労証明書作成等手続の負担軽減**

**「就労証明書」とは**

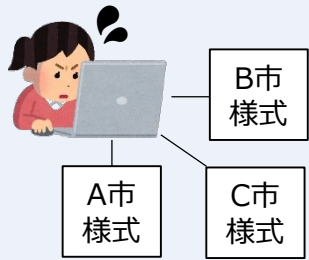
- ・地方公共団体が、保育所の利用調整を行うに際し利用。
- ・保護者を雇用する事業者が作成し、保護者が地方公共団体へ提出。



**ローカルルールが存在**

**現状と課題**

- 地方公共団体によって **様式** がバラバラ
  - ・雇用主にとって、様式がバラバラだと **作成の負担** が大きい
  - ・労務管理システムから就労証明書 を出力するシステムの **開発が困難**
  - ・国が定めた「**標準的な様式**」を用い ている地方公共団体は約半数



- 雇用主が作成し、保護者がそれを受け取って地方 公共団体に提出する必要がある
  - ➡ **デジタル完結の妨げ** になっている
  - ・押印が残存する一因となっている

- **押印** を求める地方公共団体が残存
  - ※国は押印不要としている

**今後の改革の方向性**

- 「標準的な様式」を全ての地方公共団体に原則使用 とする **法令上の措置** を講ずる
  - 令和6年度保育所入所申請に間に合うように措置
- 地方公共団体に対し、**継続的な調査** 及び **意見交換** を実施
  - 継続的に措置
  - 令和6年度保育所入所申請に間に合うように措置
- 雇用主が **直接オンライン** で地方公共団体に提出するこ とも可能とし、全ての地方公共団体における原則オンライン 化の実現に向け、**法令上の措置** を講ずる
  - ➡ 保護者…地方公共団体に提出する **書類の削減**
  - ・雇用主… **ペーパーレス** の実現
- 就労証明書への「押印の取扱い」について、地方公共団 体に対し **実態調査**
  - 速やかに措置

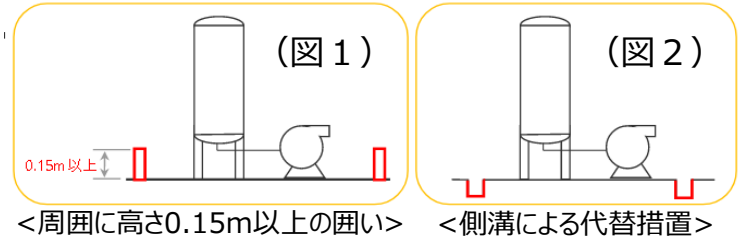
### 消防の設備等に関する基準の公開・統一

#### 現状と課題

- ① 「消防設備の設置」「危険物の製造所の設置」等に関して、消防署への届出・許可申請や検査を受ける際は…  
地方公共団体独自の行政手続法上の行政指導指針に相当するもの（以下「指針等」）に則り指導されることがある  
➡ **指針等を公開していない地方公共団体が存在**  
**設計の変更等が発生するなど非効率な状態**
- ② **消防設備、危険物に関する基準又は基準に係る運用の差異**に関して、設計・コスト等に関して事業者の負担になる場合がある

#### 今後の改革の方向性

- ① 地方公共団体の**指針等の策定及び公表状況等を調査**し、結果を踏まえ、消防組織法に基づく**助言を行う**。また、公表状況に応じ、必要な情報の公表を促し**適宜フォローアップ**する  
[調査は令和5年度上期措置、  
フォローアップは令和5年度措置・措置後も継続的実施]
- ② 液状の危険物を取り扱う設備について、図1の他に図2を認めている自治体も存在→図2も認めるような省令改正等を講ずる  
[令和5年度措置]



(出典:第6回共通課題対策WG(令和5年3月9日)「資料2-1」より一部抜粋し、内閣府規制改革推進室にて編集)

### 地方公共団体の調達に関する一連の手続のデジタル化

#### 現状と課題

地方公共団体が行う「調達」に係る一連の手続



↑ 地方公共団体ごとに異なる取扱い

➡ **取扱いの差異や、押印・書面を求める地方公共団体が多数であることから、広域活動する事業者にとっては大きな負担であり、標準化・デジタル化が求められている**

#### 今後の改革の方向性

- ◆ 一連の手続の「標準化」について、  
“単に紙を電子に置き換えるのではなく、  
✓ 地方職員が手入力せずとも読み取れること  
✓ ワンスオンリーを実現すること  
により、地方と事業者双方の利便性を向上すべき”  
との意見を踏まえ、**今後の取組の方向性に係る検討**を速やかに  
行い、一定の結論を得る  
[令和5年中に今後の取組の方向性を取りまとめる]
- ◆ **競争入札参加資格審査申請に係る標準項目が十分に普及するよう**、継続して必要な措置を講ずる [継続的に措置]
- ◆ 書面、押印を継続して求めている地方公共団体に対して、速やかな書面、押印の見直しを引き続き求める[速やかに措置]

# 6-4. 行政手続に関する見直し— (ii) その他の手続 ①

## 失業認定のオンライン化

### 現状と課題

- 雇用保険制度における失業手当を受給するには、原則 4 週間に 1 回ハローワークに出向き、対面で失業認定を受ける必要がある。
- **遠方に居住している受給者にとっては大きな負担**
- 厚生労働省では、「雇用保険制度研究会」において、失業認定関連手続等の在り方について、検討中。

### 今後の改革の方向性

- 令和 5 年夏から、大規模労働局において以下の取組を実施。
  - ✓ 失業認定に係るオンライン面談の利用者の**範囲拡大（子育て中の者等）**
  - ✓ 計画的な早期再就職を目指してハローワークの支援を受ける者について、オンラインの手続のみによる失業認定を可能に
- 上記取組の効果検証を行い、デジタル技術を活用した雇用保険制度の失業認定関連手続の在り方について検討し、結論を得る。

令和 5 年夏から取組を開始し、速やかに効果検証を行う

令和 6 年 6 月を目途に結論を得る

## 子育てに関する各種申請業務の負担軽減

### 現状と課題

年次業務ではなく、**常時発生し得る子育て関連手続**が企業労務担当の負担となっており、**以下添付書類を準備することも負担**となっている。

手続 ※【】内は手続の区分	添付書類
【雇用保険】出生時育児休業給付金申請 【雇用保険】育児休業給付金申請	母子健康手帳の写し
【健康保険】出産手当金支給申請書	医師の証明書
【雇用保険】育児休業給付金申請（パパママ育休プラス）	住民票の写し
【健康保険】被扶養者（異動）届 【厚生年金保険】養育期間標準報酬月額特例申出書	戸籍謄本

また、企業の労務担当者の不知等の理由によりその手続が漏れることがないようにするための仕組みも必要。

### 今後の改革の方向性

以下の措置を講ずる。

#### 実施事項

妊娠届出に関する情報をマイナンバー法に基づく情報連携による取得等の確認方法により添付省略できないか、マイナンバー法関係法令の改正に係る必要な措置も含めて検討を行う。

令和 5 年度措置

令和 6 年 3 月以降措置

添付省略に向けてマイナンバー法関係法令の改正に係る必要な措置も含めて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

マイナンバー法に基づく情報連携による戸籍関係情報の取得※によって添付省略可能とするための必要な措置を講ずる。  
※可能となるのは、令和 6 年 3 月以降の見込み

令和 6 年 3 月以降措置

養育期間標準報酬月額特例の対象者について、必要な手続が適切になされるための方策について検討し、必要な措置を講ずる。

可能なものから順次措置



# 6-5. 行政手続に関する見直し— (ii) その他の手続 ②

## 地方公共団体への公金納付等のデジタル化

### 現状と課題

**公金**

- **公金は、現状金融機関窓口での納付が前提。**事業者は、納付業務の効率化のため、**オンラインでの納付**を要望。

※公金：道路占用料、行政財産使用料等

**地方税**

- **納税通知書等は、現状書面。**事業者は、固定資産の効率的な管理のため、特に固定資産税の**納税通知書等の電子化**を要望。

### 今後の改革の方向性

- 地方公共団体が公金納付に**eLTAX**を活用することができるよう、所要の法令上の措置等を行い、**遅くとも令和8年9月までに公金収納を開始**
- 令和6年通常国会提出を目指す**
- 全国的に共通の取扱いとする必要がある公金について、公金納付者がいずれの地方公共団体に対してもeLTAXを活用して納付を行えるよう、その公金収納の開始時期等の検討を行い、**令和5年中に一定の結論を得る**

- 可能なものから速やかに措置**
- 令和4年3月に立ち上げた「地方税における電子化の推進に関する検討会実務者WG」において、**eLTAX（対法人）・マイナポータル（対個人）の活用による納税通知書等の電子的送付**を検討。
  - 税務システムの標準化において、可能な限り**書式・様式等の統一化**を図る

## 道路占用に係る手続のワンストップ化

### 現状と課題

電柱・下水道管等を道路に設置するには…

→【国道】【都道府県道】【市区町村道】  
**それぞれの道路占用許可を受けることが必要。**

- ① 【国道】…道路占用システムにてオンライン化済み  
【都道府県道】【市区町村道】…多くが**紙ベースの対面手続**  
～オンライン化の際には、以下を可能とすることも重要～
- ② 国道と都道府県道、市区町村道との**ワンストップ申請**
- ③ 道路使用許可（警察庁）との**一括申請（ワンストップ）**

### 今後の改革の方向性

- 令和5年度：試行的に措置、令和6年度以降：順次措置**
- ① 【都道府県道】【市区町村道】に係る道路占用許可申請手続について  
→ **「e-Gov」を利用したオンライン申請**を可能とする。  
※いずれの地方公共団体においてもe-Gov上で申請できるよう**法令上の措置の必要性も含めて**継続的に普及促進を検討・措置
  - ② 「【国道】道路占用システム」と「e-Gov」を連携し  
→【国道】に係る道路占用許可申請手続についても、ワンストップ等により、**円滑に行える方策を検討し**、必要な措置を講ずる。
- 令和5年度措置**                      **令和6年度以降措置**
- ③ 【都道府県道】【市区町村道】において**道路使用許可との一括での申請が、e-Gov上にて可能**となるように必要な措置を講ずる。

## 情報システム調達を通じたデジタル化の推進

【現状と課題】 情報システム調達は、参入手続における公平性や迅速性の確保が重要。  
 【今後の改革の方向性】 バンダーロックインの実態について、継続的に調査検証、見直しを実施。**[速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置]**

# 6-6. 司法手続に関する見直し

## 民事訴訟手続のデジタル化

### 現状と課題

- 2020.2 法制審議会に諮問
- 2021.2 中間試案取りまとめ
- 2022.1 要綱案決定
- 2022.3 法案提出
- 2022.5 法案成立

### 【具体的な検討事項】

- 申立て
- 訴訟記録の閲覧
- 口頭弁論
- 送達
- 公判廷における証拠調べ
- 証人尋問
- 期間が法定されている審理の手続

等

### 今後の改革の方向性

- 民事訴訟手続のデジタル化について、遅くとも**令和7年度に本格的な運用を円滑に開始**するため、司法府における自律的判断を尊重しつつ、**令和5年度中**にウェブ会議を用いた口頭弁論の運用を開始するなど、**試行や先行運用を開始**できるように環境整備に取り組む。 **[可能なものから速やかに措置]**
- 国民目線で利用しやすいシステムを構築するという観点からは、例えば、**アカウント取得についてオンラインのみで完結する仕組み**や、インターネットを用いた申立てに関して**フォーマット入力方式**を導入すること等について、積極的な検討を行う。 **[可能なものから順次措置]**

## 家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化

### 現状と課題

- 2021.12 「家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等IT化研究会」報告書取りまとめ
- 2022.2 法制審議会に諮問
- 2022.8 中間試案取りまとめ
- 2023.2 要綱案決定
- 2023.3 法案提出
- 2023.6 法案成立

### 【具体的な検討事項】

- 民事訴訟手続と同様の事項
- 各種手続特有の規律（倒産手続における債権届出等）

等

### 今後の改革の方向性

- 倒産手続における債権届出や債権管理など、**デジタル化の効果が大きいと考えられる手続について、情報を電子データとして処理することが可能となるようにする**など、手続の特性に応じた更なるデジタル化を検討する。 **[措置済み]**
- **令和5年の通常国会に必要な法案を提出**した上で、司法府における自律的判断を尊重しつつ、試行や先行運用を開始するスケジュールを検討し、民事訴訟手続のデジタル化の運用が開始する**令和7年度以降速やかに本格的な運用を開始**できるように環境整備に取り組む。  
**[試行や先行運用については令和5年度以降可能なものから速やかに措置、本格的な運用については令和7年度以降速やかに措置]**

# 6-7. 民間手続等に関する見直し ①

## 建設分野における監理技術者等の活躍に向けた制度運用の柔軟化

### 現状と課題

#### 【現行規制の原則】

- ◆ 建設業者は、**建設業法第26条**に基づき、**主任技術者・監理技術者（以下、監理技術者等）を工事現場毎に配置**しなければならない。
- ◆ 「**監理技術者制度運用マニュアル**」により、監理技術者等は、所属企業との間に**直接的（直接指揮命令関係）かつ恒常的（企業の技術力・ノウハウ等を熟知）な雇用関係**が必要。

#### 【現行規制の特例】

- ◆ **親会社及びその連結子会社**の間の**在籍出向者**は、出向先の会社との間に直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして取り扱うことが認められている。（平成28年国土建第119号）

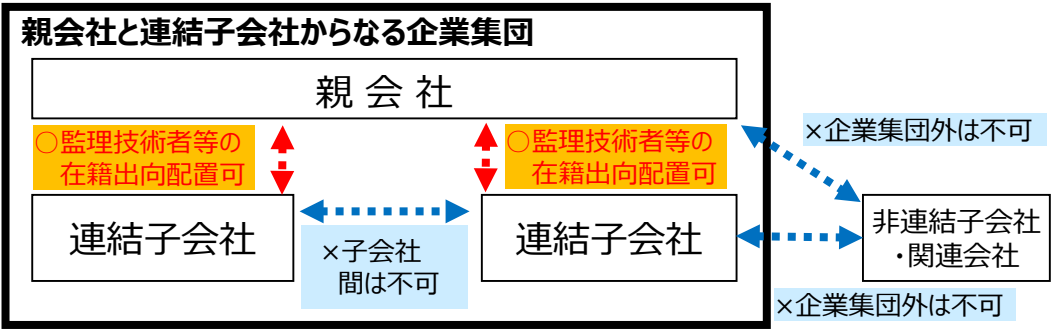
【参考】建設業法

第二十六条 建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（以下「主任技術者」という。）を置かなければならない。

以下、略

第二十六条の四 主任技術者及び監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。

以下、略



（出典：令和4年11月1日第1回共通課題対策WG「資料1-3」を基に内閣府規制改革推進室作成）

#### 【課題】

- ◆ 企業間の協業や組織再編等による**資本関係の複雑化**の進展。
- ◆ **監理技術者等の人材確保**。 ※ 1級施工管理技士資格による管理技術者資格者保有者77万人のうち60歳以上が1/3超、50歳以上が過半。

### 今後の改革の方向性

- 上記特例を**親会社及びその持分法適用会社**の間の**在籍出向者**、**同一持株会社の連結会社**間の**在籍出向者**についても拡充可能か検討し、その結果に基づいて必要な見直しを行う。

**[令和5年度措置を目指す]**

## 6-8. 民間手続等に関する見直し ②

### 相続手続の効率化

- 現状の相続手続においては、手続に必要な各情報（※）について、書面での提出が前提となっている。

（※）【法定相続人であることを証する情報】  
（１） 相続人・被相続人の戸籍証明書  
（２） 法定相続情報一覧図  
【相続財産を証する情報】  
（３） 自筆証書遺言  
（４） 公正証書遺言  
（５） 遺産分割協議書

- 相続人や各関係機関における相続手続の負担を軽減させ、資産凍結や相続トラブルといった社会的損失を抑止するという観点から、各情報の作成・交付の電子化を推進すべき。

- 市区町村による戸籍証明書等のオンライン申請や電子交付の導入を促進する。

**[継続的に措置]**

- 法定相続情報一覧図の写しの電子交付や機械的に法定相続人を特定する仕組みについて検討を開始する。

**[継続的に措置]**

- 自筆証書遺言書保管制度における申請手続等のオンライン化及び証明書の電子化、遺言書を保管している旨の通知対象者について民間事業者を含む複数名への拡大等を検討する。

**[令和５年度上期措置]**

- デジタル技術を活用し、簡便に作成可能な自筆証書遺言に関する新たな方式を検討する。

**[令和５年度措置]**

- 公正証書遺言等のデジタル化に関する改正法案を本年通常国会に提出する。

**[措置済み]**

- 不動産の相続手続について、可能な手続からオンライン化を進め、オンライン完結を実現する。

**[上記の取組の措置後、速やかに措置]**

### 電子署名の更なる普及に向けた環境整備

- 電子署名について、利用者からは、
  - ✓ クラウド型の電子署名については、裁判で押印と同様の法的効果を有すると判断されるか依然不明確であることが課題
  - ✓ 電子署名を社会全体に浸透させるためには、電子署名サービスの透明性を確保し、誰もが安心して利用できるようにすることが重要といった意見がある。
- 以上の意見を踏まえ、電子署名の更なる普及に向けた環境整備に取り組む必要がある。

- 電子契約サービスの利用者と電子文書の作成名義人の同一性の確認が、電子署名法第３条に規定する電子署名に該当する要件としては不要である一方で、実際の裁判においては重要な要素になると考えられることなどを明確化するため、電子署名法第３条に関するＱ＆Ａの改訂について検討・措置を行う。

**[令和５年度上期に検討に着手した後、速やかに措置]**

- 商業登記電子証明書の発行時における取得費用の低減、利用者の操作性の向上、ＧビズＩＤとの連携、代表者以外による利用についての整理、次期電子認証システムにおいてリモート署名方式を導入すること等についてそれぞれ検討・措置を行う。

**[令和６年度措置、次期電子認証システムに関する事項等については令和７年度措置]**

### 特定商取引法の契約書面等の電子化

- 特定商取引法における契約書面等の電子化については、デジタル時代にふさわしい消費者保護の在り方について、消費者トラブル等のデータを収集・分析し、十分に検討していく必要がある。
- 改正特定商取引法の契約書面等の電子化に関する施行２年後の見直しを機に、デジタル原則も踏まえた消費者保護とデジタル化の恩恵の享受を可能な限り両立させた、より効果的で効率的な規制の在り方を追求していくべき。

- 「インターネットを通じて提供する特定継続的役務」にかかる消費者への契約書面等の電子交付の方法、電子端末の画面サイズ等の規制については、改正法の施行２年後の見直しの中で、消費者トラブルの実態等も含めたデータの収集・分析を行った上で見直しを行う。

- 特定商取引法における書面交付の電子化の在り方全般について、改正法の施行２年後の見直しの中で、消費者トラブルの実態等も含めたデータの収集・分析を行った上で見直しの要否を検討し、必要な措置を講ずる。

**[いずれも可能なものから速やかに検討を開始し、一定の結論を得た上で、令和７年度中に措置]**